税制についての租研会員の意見調査結果

平成23年10月

社団法人 日本租税研究協会

税制についての租研会員の意見調査結果

㈳日本租税研究協会

1　調査の概要

今回の調査は，従来同様，本協会役員・評議員，法人会員（維持会員），個人会員（通常会員）計840人を対象として実施いたしました。

⑴　目　　的

㈳日本租税研究協会加入の会員の皆様の税制についての意見・提案を調査し，本協会の活動の指針とするとともに，今後，関係当局が税制改革を行う際の資とすることをねらいとしています。今回の意見調査結果は今後の税制改正に関する意見等で活用してまいりたいと考えております。

⑵　対　　象

㈳日本租税研究協会加入の会員（維持会員・通常会員・特別会員）のうち，維持会員・通常会員・本協会の役員（会長・副会長・監事・理事）・評議員を対象としました。

対象といたしました維持会員は，会社（業種としては全業種），各種団体，国公・私立大学，会計・法律事務所，その他の計351，通常会員は大学教授・助教授，税理士・公認会計士・弁護士，その他の計401，本協会の役員・評議員は88です（単位・敬称を省略させていただきました）。

⑶　実施期間

平成23年７月14日から７月28日まで。

⑷　方　　法

会員意見調査用紙を本協会より郵送し，回答者より回答用紙を本協会に返送していただきました。

2　会員意見調査の特色

⑴　回 収 率

全体では27.0％で昨年度（25.6％）よりも1.4ポイント上昇した。

⑵　意見調査結果のポイント

調査結果のポイントは以下の通りである。

①　わが国は多くの構造問題を抱えているが，政府が最優先で取り組むべき課題として，東日本大震災からの復旧・復興，経済成長政策（新成長戦略の推進等），財政の健全化といった改革を会員は求めている。

②　東日本大震災の復旧・復興財源については，マニフェストの見直しによるべきと考える会員が最も多く，増税を行うとするなら消費税によるべきとする意見が最多であった。

③　わが国においては，国民全体が受ける社会保障や教育等の「受益」と，その財源で

ある「負担」とが乖離し，「中福祉―低負担」と言われている。今後，高齢化の進展に伴いその乖離が一層拡大することが危惧されているなか，会員の多くが，受益と負担の乖離を問題と捉えており，「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する方向性を支持している。

④　今後の税制改正にあたって最も重視すべき原則として，「公平性の確保」が最多であった。このことは，国民が納得して税を納めるためには，税負担が担税力に応じて適正に配分されることが不可欠であることを示している。また，税制改革において重視すべき点としては，「経済活力の強化」をあげた会員が最多であった。公平な社会システムを構築することが経済活力強化のための環境整備である。

⑤　消費税については引き上げを容認する意見が多数であるが，税率が10％を超える場合には何らかの逆進性対策が必要とする会員が多数であった。課税バランスにおいても，消費税のウェイトを高める方向が望ましいとする会員が多い。

⑥　法人課税については，税負担が日本企業の国際競争力を弱めるとともに，配当，財務体質，株価ひいては「企業価値」に影響を与えているとの認識を多くの会員が持っており，実効税率の引き下げを求める会員が多い。とくに，会員の多くが近年において法人税の影響が強まっていると認識している。

⑦　個人所得課税については，近年，税収調達機能の低下とともに所得再分配機能が弱体化しているとの指摘がなされている。税収調達機能については現状程度が望ましいとする会員が多いが，最低税率適用のブラケット幅の縮小を求める会員も多く見られた。

⑧　課税割合が低下している相続税であるが，基礎控除の水準については引き上げるべきとする回答と，現行制度を維持すべきとする回答とに意見が分かれており，今後，相続税のあり方について国民的な議論が必要であることが示された。

⑨　地方税については，簡素化（税目の整理統合）を望む声が最多であった。また，受益と負担の連動を強化するために応益原則を徹底させるべきとする会員も多い。

⑩　地球温暖化対策税の導入については，慎重であるべきとする会員が多い。印紙税については，電子商取引や電子書類には課税されないという問題が生じていることから，廃止を検討すべきとする会員が多数を占めている。

⑪　税制一般に関しては，制度が複雑化し，事務負荷，費用の増大等となっていることを問題とする会員が多い。

解　説

Ⅰ．財政及び税制全般について

1．経済及び財政政策全般

(1)　経済及び財政政策

問１　政策課題について

わが国は，内外の経済・社会構造の激しい変化の中で，短期，中長期共に多くの問題に直面している。その中で発生した東日本大震災は，東北地域に甚大な被害を与えただけでなく，サプライチェーンの崩壊，電力不足といった問題を全国的に引き起こした。

このようにわが国には多くの懸念要因が存在し，日本経済は厳しい状況にある。こうした状況下，政府が優先的に取り組むべき政策課題は何かをたずねた。「大震災からの復旧・復興」

と答えた会員が88.5％と最も多く，次いで79.3％の会員が「中長期的な経済成長政策（新成長戦略の推進等）」と答えた。また，「財政の健全化（含む，歳出改革）」も70.0％に達しているが，半数を超える会員が「税制の抜本的改革」をあげている。これらは，閉塞感のある経済の現状から脱却し，活力ある経済社会を再構築することによって，国民一人一人が安心して暮らせる社会を実現するためには不可欠な課題であり，しかも，喫緊の課題であるという認識を多くの会員がもっていることを示している。

問２　財政赤字と財政健全化目標

わが国の国･地方の長期債務残高は，平成23年度末には894兆円程度（対GDP比185％）と見込まれており，世界の主要国の中では，けた外れの財政赤字国となっている。さらには，未曾有の東日本大震災からの復旧・復興のための財源が巨額になることが確実であり，このままでは，財政の持続可能性が危ぶまれるとともに，将来世代に負担を先送りすることによって，大きな不公平を発生させることになる。一方，平成22年６月に政府は財政運営戦略において，国・地方の基礎的財政収支を遅くとも 2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減，また，遅くとも2020年度までに黒字化するなどの財政健全化目標を立てた。

こうした政府の財政再建への取り組みについてたずねたところ，「大震災からの復旧・復興，さらには経済状況の回復の優先度が高いが，できる限り，財政健全化を進めるべきである」とした会員が54.6％と半数を超えて最も高く，「累積債務残高はより危機的状況に陥っており，社会保障・税制一体改革により財政健全化に不退転の決意で早急に取り組むべきであって，国際的な日本の信任を得る上でも，安易な目標の後退を容認すべきではない。」の22.5％がそれに次いだ。財政健全化への取り組みの必要性に対する会員の意識の強さが読み取れる。このことは，「大震災からの復旧・復興，さらには経済回復を最優先に考えるべきであり，政府が示す財政運営戦略ほどには財政健全化を急ぐ必要はない」とする会員が15.9％にすぎなかったことからもうかがい知ることができる。

問３　財政運営

財政の健全化が大きな課題であることが調査から明らかになったが，そこで，現政府における税財政の運営及び方針をどのように評価するかについて複数回答でたずねた。「法人実効税率の引き下げの方針がでていることは評価する」と答えた会員が59.9％と最も多かったものの，昨年度の70.9％と比べると低下している。このことは，大震災の復旧･復興財源との関連で５％引き下げが棚上げになったことによるとも考えられる。次いで多かったのが「現在の税収不足を勘案すれば，安定的な税源として消費税を増税する方向性は評価できる」の49.8％であった。この数値も昨年度の54.9％に比べて若干低下しており，これは消費税率引き上げの時期が財政運営戦略で提示された「2015年」から，社会保障・税一体改革成案において「2010年代半ばまでに」と目標がやや不明確になったことに原因があるのかもしれない。

なお，「子育て支援手当，農家への所得保障政策などを見ると，成長につながる支出となるのか疑問」が47.6％，「給与所得者が相対的に減少する将来を見通せば，所得税ではなく，消費税が基幹的な財源となることで世代間の負担が均されるので，消費税増税の方向は評価できる」が38.3％であった。法人税の負担軽減によって経済を成長させ，税収を増やすことによって財政収支を改善するという方向への財政運営が望まれるところである。また，消費税を税制の柱に据えることに賛同する会員が多い。他方，子育て支援手当や農家への所得保障政策などについては，成長に直結しないとして疑問視する会員が半数近くに上った。経済成長と財政健全化の両立を実現できる財政運営を会員は求めている。

問４　社会保障と成長戦略

政府は，社会保障の強化により国民は安心してお金を消費に回すことができるようになると共に，消費活動を通じて新たな雇用を創出する形で経済成長に寄与するとの方向性を打ち出している。また，雇用創出効果を高めるためには，現金給付から現物給付へと重点をシフトさせるとしている。これらの方向性についての評価を複数回答でたずねた。「社会保障政策を通じた経済成長に期待しているので評価する」と答えた会員は14.1％にすぎず，「現物給付は，現金給付よりも雇用創出効果が高いと期待されるため評価する」も7.9％にすぎなかった。そして，59.0％の会員が「具体性に乏しく，社会保障がどのような姿になるのか想像できない」と厳しい評価を下している。財政健全化とともに，国民が安心できる効率的かつ効果的な社会保障システムの構築は待ったなしの課題であるが，現時点では会員の評価は厳しい。

問５　歳出削減

巨額の長期債務を抱えているわが国においては，さらなる歳出削減努力が必要であるが，限られた資源を効果的に使い国民生活を豊かにするためには，真に必要なものとそうでないものとのメリハリのきいた歳出削減が必要である。そこで，現状以上に歳出削減努力を行うべき分野を複数回答でたずねたところ，「特別会計，独立行政法人等」が69.6％と最多であった。行政の守備範囲の拡大過程で創設されてきた特別会計の中にはその役割を減少させたものが存在することや，本来，官から民への流れの中で創設されたはずの独立行政法人への歳出削減が不十分とする意見は，公共部門の本来的機能への回帰を求めるものと言える。第２位の「公務員の人件費」（51.1％）は，行政の守備範囲の縮小，事務・事業の効率化による定数の削減，公務員給与の適正化等の改革を求めるものである。近年，歳出削減への取り組みの中で削減傾向にあることもあり，「公共投資」をあげた会員は22.0％と昨年の28.6％よりも減少した（一昨年度は40.5％）。

1）　東日本大震災関係

問６　東日本大震災に係る復旧・復興財源確保

東日本大震災復興構想会議「復興への提言―悲惨の中の希望―」では，「復旧・復興のための財源について，既存の歳出の見直し等とともに，基幹税を中心に多角的な検討を行い，具体的構想を講ずるべきである」とされた。復興対策で必要な財源を確保するため，優先順位が高い財源確保策についてたずねた。「マニフェスト（４Ｋ：子ども手当，高速道路無料化，高校無償化，農家の個別補償）の見直し」をあげた会員が65.2％と多数に上った。第２位は「増税」であったが，比率は39.2％であった。さらに，会員の33.9％が「公務員の人件費削減」と答えており，歳出削減によって財源を確保すべきとする会員の要望が強い。

問７　復興財源のための増税について

復興財源を税で確保するとすれば，どの税をあげるべきかをたずねたところ，57.3％の会員が「消費税」と答えた。また，「所得税」も38.8％にのぼった。大震災からの復旧・復興に要する費用は国民が広く負担すべきだとする会員の意識を反映したものと言える。

2）　社会保障と税制一体改革

問８　社会保障・税制一体改革と消費税

社会保障の安定的な財源確保と財政健全化の両方を同時に達成するために消費税を上げた場合，日本経済への影響をどのように考えるかをたずねたところ，「欧米では，付加価値税税率の引き上げが必ずしも景気後退となっていないことから，消費税率引き上げが必ずしも経済への悪影響を及ぼすものではない」と答えた会員が42.7％と最多であった。また，「消費税の引き上げは，社会保障目的税として支出すれば，景気への影響を緩和できることから，社会保障

制度の安定化のために増税を行っても，経済にマイナスになることはない」が21.6%，「平成９年度の消費税３％から５％への引き上げ時は，アジア通貨危機，金融システムの不安定化という大きなショックに見舞われたことから，日本経済は後退したものであって，消費税引き上げは，景気後退の「主因」ではない」が20.7%であった。「景気にマイナスの影響を及ぼすことから，デフレから脱却してから消費税を引き上げるべきである」と答えた会員も29.5%に上ったものの，会員の多くは消費税の引き上げがマクロ経済に及ぼす影響はそれほど大きくないと判断している。

問９　消費税の地方配分について

現在，消費税の最終的な配分は，国56.4%，地方43.6%となっている。また，「社会保障・税一体改革案」では，現行の配分の枠組みは変更しない前提で，引き上げ分については，社会保障４経費に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現し，地方の社会保障給付に対する安定財源を確保することとされている。消費税が引き上げられた場合の国と地方との配分をどのように考えるかをたずねたところ，「国と地方の役割分担を明確にし，現行分も含めて，全体の配分を見直すべき」と答えた会員が72.2%に達した。消費税収を巡る国と地方の単なる綱引きを回避するためにも，国と地方の責任の明確化と税収の適正配分を実現する必要がある。

⑵　受益と負担

問10　受益と負担水準

わが国においては，国民全体が受ける社会保障の「受益」と「負担」が乖離し，「中福祉―低負担」と言われており，今後さらなる高齢化の進行に伴いその乖離が一層拡大することが危惧されている。そこで，今後の社会保障のあり方として，どのように考えるかをたずねたところ，「受益と負担の乖離は非常に問題であり，中福祉―中負担を目指すべき」と考える会員が76.7%と圧倒的多数であった。また，「高福祉―高負担に踏み出すべき」は3.1%，「低福祉―低負担を目指すべき」も16.3%にすぎなかった。

問11　国民負担率に関する意識

国・地方を合わせた国民負担率は38.8%（平成23年度，国税，地方税，社会保障負担の合計額の対国民所得比）であり，ヨーロッパの先進諸国と比べて低い水準となっている。しかし，国・地方の巨額の累積債務残高や少子・高齢化の急速な進展による社会保障費等の支出増加が見込まれるなか，国民負担率はどの程度までなら許容できるかをたずねたところ，「50%程度を限度とすべき」と答えた会員が58.6%と半数を超え，次いで，「現状レベルを維持すべき」が26.4%となった。今後，財政支出の増加が見込まれるとしても，こうした国民負担に対する制約にも配慮する必要がある。

問12　年金制度について

政府社会保障集中検討会議では，①現役時代にはじめる保険料に応じて給付を受ける「所得比例年金」と所得比例年金の額に応じて給付を受ける「最低保障年金」の組み合わせ，②全ての人に対し月額７万円以上の年金，③「所得比例年金」の給付財源は「保険料」，「最低保障年金」の財源は「税」とする年金制度が提案されている。望ましい年金制度のあり方についてたずねたところ，会員の25.1%が，将来の少子・超高齢化社会における人口構成から判断して政府の社会保障集中会議案は「実現困難」であると答えた。そして会員の30.8%は「給付額の引き下げ，給付開始年齢の引き上げ，保険料の引き上げ等思い切った制度改革を検討すべき」と答えている。

2. 税制全般

政府における社会保障・税一体改革において

は，社会保障改革の安定財源確保と財政健全化を同時に達成するため，消費税率を引き上げることを含め、所得、消費、資産にわたる税制全般の改革を実施していくこととされた。今後の税制改革に向けて会員の意見を聞いた。

⑴　税制改正へ向けての基本的視点

問13　課税原則

どのような時代にあっても，税制は公平・中立・簡素という基本原則を満たさなくてはならない。しかし，税制の構築に際して優先すべき原則や基準は，時代とともに変化する。経済社会を取り巻く環境が大きく変化しているわが国において，今後の税制改正にあたって最も重視すべき原則は何かをたずねた。65.6％の会員が「公平性の確保」をあげ，課税の大原則としての公平性を重視すべきだとしている。税負担に対する国民の理解を得るためには，各人の担税力に応じた公平な負担が求められるからである。また，「簡素性の確保」の19.8％がそれに次いだ。納税者にとって理解しやすく，納税コストができるだけかからないような税制の仕組みを構築することも必要であり，そのためにも税制は可能なかぎり簡素なものでなくてはならず，ややもすると軽視されがちであった簡素の原則を追求する必要があることを結果は物語っている。

問14　税制改革にあたって重要な視点

課税原則に加え，税制改革において特に重視すべき点は何かを複数回答でたずねたところ，会員の76.7％が「経済活力の強化」をあげた。欧米先進国に例を見ないスピードと規模での少子高齢化の進行やグローバル化の一層の進展など，わが国経済社会の基本構造が大きく変貌しつつあるなかで，活力ある社会を実現するためには，好調な経済の持続が不可欠であり，それを支えることが税制にも求められるという認識を反映したものであると同時に，現下の厳しい経済情勢を反映した結果とも言える。第２位は「安定的財源の確保」の53.3％，第３位は「国税と地方税の役割分担の明確化（含む，地方分権化）」の30.8％であった。近年，格差問題がクローズアップされているが，格差問題の是正に関しては，「世代間格差」が20.3％，「所得格差」が20.3％，「地域間格差」が8.4％と，税制改革にあたって格差是正はとくに重要な視点とは考えられていない。また，税制面での「少子化対策」に期待する会員も17.2％にすぎない。

問15　税目別バランスと税制改正

わが国の課税状況（国税・地方税計）は，平成20年度（実績ベース）で，所得税課税が32.5％，法人税課税が22.3％，消費課税が29.3％，資産課税が15.8％という税目別の税収構造比率になっている。税制改正を行うにあたり，日本の税目別税収構造どのように改善させるべきかをたずねた。「消費税，所得税をより重視する」（ドイツ，イギリス型）と答えた会員が39.6％，「消費税をより重視する」（フランス型）が37.9％であった。今後の社会保障費の増大や現在の財政状況を考えると，とくに消費税を重視することの必要性が確認されたと言える。

Ⅱ．各 税 目

1．消 費 税

⑴　消費税の引き上げと使途について

問16　消費税の引き上げの是非，引き上げ幅

増加する社会保障費の安定財源として消費税の増税が議論されているが，政府の「社会保障・税一体改革成案」では，2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国，地方）を10％まで引き上げていくことが掲げられている。消費税の引き上げの是非，また，上げる場合はどの程度の税率が妥当，もしくは容認可能であるかをたずねたところ，「現状維持」は4.4％にすぎず，

大部分の会員が消費税率の引き上げを認めている。また，税率については「10～15％」が41.4％と最も多く，次いで「7～10％」が30.0％となった。ただし，ヨーロッパの国々のように15％を上回る税率を容認する会員は1割強と少数であった。

問17　消費税の引き上げ時期

将来に向けた安定財源の確保を消費税に求めるとしても，消費税の引き上げ時期については意見の相違が予想される。そこで，引き上げ時期についてたずねたところ，「経済の回復が確認できれば，景気に配慮しながら，数年間に渡って徐々に引き上げる」が26.0％と最も多く，「大震災による財政支出が大幅に増加すると見込まれることから国の信頼が確保され，財政の健全化への動きを明確にするため，早急に消費税率を引き上げるべき」の15.0％，「経済の回復が確認できれば早急に引き上げる」の13.7％が続いた。また，「財政は危機的状況にあることから，速やかに引き上げる」と答えた会員は11.5％であった。「歳出改革を徹底的にやることが先決であり，歳出における『無駄』がなくなるまでは引き上げるべきではない」とする会員は13.2％，「東日本大震災からの復興に目途がつくまで上げるべきではない」は7.0％であった。このように消費税率引き上げの時期についての意見は割れているが，経済状況を見極める必要があるものの，現在の厳しい財政状況を考え，引き上げについては歳出削減とは関係なく実施すべきと考える会員が多数であった。

問18　使途及び目的税化

消費税の使途を年金，医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に限定することをどのように考えるかをたずねた。「税の基本からすれば，一般税であることが望ましく，使途の硬直化に繋がる危惧があり反対」が39.6％と最多であったが，「消費税の増税を国民に理解してもらうためには，目的税化はやむを得ない」も35.2％とほぼ同じ比率であった。会員の消費税への期待が大きいことを考えると，税率引き上げのための現実的な対応として，一般財源化にこだわらないという考えも増えてきている。

⑵　逆進性対策

問19　逆進性対策

消費税率の引上げが俎上に登るとき，逆進性問題が持ち上がる。消費税の逆進性対策の必要性についてたずねた。「消費税率が10％を超える負担となる場合には，逆進性対策を行う必要がある」と答えた会員が55.1％と最多であった。このことは，消費税の引き上げが必要との認識を持つ会員が多いことを考えると，引き上げにともなって浮上するであろう逆進性問題への現実的な対応策としてとらえることができよう。

問20　逆進性対策として適当な方法

逆進性緩和にはいくつかの方法が考えられる。そこで，逆進性対策として適当と思われる方法についてたずねたところ，「生活必需品等に対しては，複数税率を導入すべき」と答えた会員が35.2％と最多であったが，「給付付き税額控除を導入すべき」も32.6％に上った。逆進性対策を行う場合には，公平性，消費行動に与える影響などを十分に考慮した選択が求められる。

⑶　インボイス制度

問21　インボイス制度の導入について

仕入税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求めるインボイス制度の導入についての考えをたずねたところ，「複数税率となる場合以外には，導入すべきではない」が37.9％と最多であった。また，「現行税率を引上げる場合に，その引き上げ幅にかかわらず，導入すべきである」と積極的に導入を求める会員は21.1％であった。しかし，「複数税率となっても，導入すべきではない」と導入に否定的な会員も18.5％に上っている。「税率が二桁（10％

超）になる場合には，導入すべき」も15.4％であり，インボイス導入に関しては会員の意見は分かれている。

2. 法 人 税

⑴ 法人実効税率と課税ベース

平成23年度税制改正案では，法人実効税率の引き下げと合わせて課税ベースの拡大を行うこととされた。そこで法人実効税率と課税ベースについて，企業行動に法人税が及ぼす影響も含めて調査を行った。

問22　法人実効税率の企業行動への影響

企業行動にはさまざまな要因が影響を及ぼすが，法人収益に課税される法人税もその一つであると言われている。わが国の法人実効税率は（平成23年１月現在）は，アメリカの水準並の40.7％（国税と地方税の合計）であるのに対して，イギリス28.0％，ドイツ29.4％となっている。また，日本企業と競合する中国が25.0％，韓国が24.2％と，アジア諸国と比べてわが国の実効税率は相当高くなっている。

諸外国との税率に差異がある場合に，企業行動にどのような影響を与えるかについて，複数回答でたずねた。「国際的に見て法人実効税率が高くなっていることが，国際競争力，とくにアジア諸国との競争を厳しいものとしている」と答えた会員が64.3％と最も多く，昨年度の58.7％よりも上昇した。また，「日本の法人実効税率の高さは，日本企業の配当，財務体質，株価ひいては「企業価値」に影響を与え，企業活力を弱める原因となっている」と答えた会員も50.2％，「外国企業が日本に進出するに当たっては，日本の法人実効税率の高さは日本への投資の障害の一つの要素となっている」も37.9％，「本社機能や生産拠点を海外に移転する計画がある場合には，法人実効税率の高さが判断の重要な要素の一つである」も30.0％にのぼった。

一方，「企業行動においては，法人実効税率の高さは判断要素の一部に入るが，市場開発，需要サイド，製品の品質等の供給サイド等多くの要素からの総合的な判断によっており，大きな障害はない」と答えた会員は10.1％にすぎず，法人税の実効税率が企業行動に影響を及ぼす可能性は大きいと考えられ，成長戦略として法人実効税率の引き下げは重要なポイントとなることが結果から読み取れる。

問23　法人税の企業への影響の変化

前問のように法人税が企業活動に影響するという回答が多数であったが，10年前と比較して法人税の影響は高まったと感じるかどうかをたずねたところ，「影響が高まっている」と答えた会員が67.4％に達した。この回答は，他の要因が日本での企業活動に不利な状況になってきたために，重い法人税負担をカバーしきれなくなってきたことが背景にあるとも考えられる。

問24　企業行動における法人税の影響が高まった要因

そこで，企業行動における，法人税の影響が高まった答えた方に，影響が高まった要因をたずねたところ，「海外（輸出先，海外拠点等）の国での法人税減税により日本との法人税の格差が拡大」したことをあげた会員が60.8％にのぼり，実効税率の格差拡大が最大の理由であることが明らかとなった。

問25　法人実効税率の水準について

平成23年度税制改正大綱において，新成長戦略の一環として，課税ベースの拡大等とあわせて，法人実効税率を５％引き下げることとされた（未成立）。日本の法人実効税率をどの水準にすべきかをたずねたところ，「法案どおり５％引き下げるべき」と答えた会員が36.6％と最多であったが，「欧州諸国との国際競争の調和が取れる水準まで10％程度引き下げるべき」が26.0％，「主要アジア諸国との国際競争の調

和が取れる水準まで15％程度引き下げるべき」が25.1％と，５％の引き下げでは不十分とする会員が半数を上回った。法人実効税率を引下げ，税率格差を解消することは，国内への投資を呼び込み，経済活力の強化を通じた税源の育成とそれによる税収増加につながることに着目する必要がある。

問26　課税ベースの拡大

法人実効税率の引き下げに際しては，とくに法人税収の減少への対応策として租税特別措置の見直し，課税ベースの拡大を検討するとの議論がある。平成23年度税制改正大綱においても，法人税率の引き下げに合わせて課税ベースの拡大を行うこととされ，具体的には，特別償却や準備金の廃止や一部縮減，減価償却の見直しや大法人の欠損金の繰越控除の一部制限等の措置が上げられた（いずれも未成立）。

法人税の課税ベースのあり方について複数回答でたずねた。「租税特別措置等の政策税制は，研究開発税制，グリーン化税制等の政策効果の高いものは本則化，他は廃止することにより適正化し，一部課税ベースを広げる」と答えた会員が37.0％であったが，「過去の改正時に，課税ベースの拡大を実施してきた結果，諸外国に比しても課税ベースは狭くなく，国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば，課税ベースを拡大するべきではない」も34.8％とほぼ同比率となった。「税率を国際水準並みに引き下げる場合には，財政状況も鑑み，思い切って課税ベースを広げることもやむを得ない」と答えた会員は20.3％であった。課税ベースの拡大については，企業活動の活性化，財政状況，現行の政策税制の効果なども踏まえて検討することの必要性を結果は示している。

問27　研究開発支援税制

研究開発促進税制に関する具体的な措置に経済活力の基盤として研究開発投資は重要であり，世界的には，研究開発投資促進税制を拡充する動きが続いている。一方，わが国では，現在の厳しい財政状況から，法人実効税率の引き下げを行なう場合には，研究開発支援税制も含めて見直しをすべきであるとの考え方もある。

そこで，研究開発支援税制のあり方についてたずねたところ，「研究開発支援税制は，我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので，短期の時限措置ではなく，本則化し恒久的な税制とすべき」と答えた会員が49.8％と最多であった。そして，「研究開発支援税制は，我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な制度であり，継続すべき」の43.2％がそれに次いだ。一方，「研究開発税支援税制によるメリットは特定の業種に偏っているため課税の公平原則に反するから廃止すべき」は4.4％にすぎなかった。

このように，大部分の会員が研究開発投資の重要性と，投資促進のための税制上の措置の必要性を認識している。このことは，少子化に伴う人口減少により労働力人口が減少していくわが国経済において，経済の持続的な成長力を強化するためには，生産性を向上させることが不可欠であり，したがって，イノベーションの重要性がさらに高まっていることを会員が感じていることの表れであろう。

問28　研究開発支援税制の具体的措置

前問で研究開発支援税制の必要性が浮かび上がったが，具体的な措置についてどのように考えるかをたずねたところ，「いわゆる総額型（試験研究費の総額に対する税額控除）について，法人税控除限度額を時限措置として20％から30％に引き上げられているが，この30％の法人税額控除限度額を恒久措置にすべき」と答えた会員が56.8％と半数を超えた。次いで，「いわゆる増加型（試験研究費の増加額に対する税額控除）について期限の延長を図るべき」が30.4％，「いわゆる高水準型（売上高の10％を超える試験研究費に対する税額控除）について期限の延長を図るべき」の20.7％と続いた。

問29　法人実効税率の軽減の際の税収規模

法人税収入は6兆4,000億円（21年度実績）にのぼっている。このことが法人の重い税負担となっているわけであるが，同時に現在の厳しい財政状況から，実効税率引き下げにともなう法人税収の減少を重視する考え方がある。そこで，日本の法人実効税の税率を引き下げる場合に，その税収規模の確保策についてどのように考えるかをたずねた。「日本の税収構造は法人税に偏っていることから，法人税収の減少は，税制全体の中でカバーされるべき」と答えた会員が41.9％と最多であったが，「法人税率の減等も含めた成長戦略による投資の増，成長によって税収は増加するため，税率引き下げ分に対する短期的な税収財源の補填（税収規模に対する中立性）に拘る必要はない」と考える会員も，ほぼ同数の39.6％に達した。

経済成長によって税収は確保されるというサプライ・サイドの効果や，消費税等で税収は確保すべきという考えをベースに，税収確保を目的として，法人実効税率引き下げと同時に課税ベースを拡大することには否定的な会員が圧倒的多数である。

問30　法人税率の軽減時期

法人実効税率の引き下げを求めているとしても，その時期については，現在の財政事情に配慮すべきという主張もある。そこで，軽減の時期をたずねた。「抜本的税制改正の中に税率の軽減策を織り込み，スケジュール化を図るべき」と答えた会員が35.2％，次いで「世界経済は非常に早いスピードで動いており，抜本税制や消費税の動向に振り回されることなく，法人税単独でも速やかに税率を引き下げるべき」が30.0％であった。

このように，厳しい財政状況は認識しながらも，成長戦略として，できる限り早い時期の法人実効税率の引き下げを求める会委員が多数であった。しかし，「将来的には税率を引き下げるべきであるが，東日本大震災の復興に財源が必要であることや財政の状況を考えると，消費税の増税等の安定財源の確保等の環境が整うまでの間は，維持することもやむをえない」と答えた会委員も27.3％にのぼった。昨年度の調査では，「将来的には税率を引き下げるべきであるが，財政の状況を考えると，消費税の増税等の安定財源の確保等の環境が整うまでの間は，維持することもやむをえない」は14.6％であったことを考慮するなら，「維持することもやむをえない」が増えた背景には大震災の発生があるとも考えられる。

⑵　法人関連税制

問31　法人関連税制における改正

法人税については，近年，組織再編税制の創設，連結納税制度の創設，研究開発投資減税，会社法に対応した税制の整備，減価償却制度の見直し等企業活力強化の観点から改正が行われてきた。しかし，グローバル化の急速な進展に対応していくためには，国際課税の分野を含め，解決すべき課題も残されている。そこで，税率以外の見直すべき課題について，最も重要なものは何かを複数回答でたずねたところ，「受取配当の益金不算入割合」が46.7％と最多であり，「欠損金の繰越・繰戻」の39.2％，「連結納税」の31.7％，「移転価格税制」の30.0％と続いた。二重課税の回避の必要性や，企業経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度である欠損金の繰越・繰戻はわが国の制度が諸外国に比べて不利になっている点が指摘されたと言える。

1）連結納税制度

問32　連結納税制度の改正

連結納税のメリットが消滅することから批判が大きかった連結付加税は平成16年度に廃止されたものの，その他にも，連結納税制度普及の障害になっている制度が存在する。その点が前問での高い比率になって現れたと考えられる。そこで，連結納税制度について最も優先度の高

い改正項目について複数回答でたずねたところ，会員の55.9％が「連結子会社の連結前欠損金の持込制限の廃止」をあげ，「適用開始・加入時における資産の時価評価の除外要件の緩和」の48.5％，「法人事業税，法人住民税への導入」の40.1％が続いた。

企業は，経営形態の変更など，環境変化への対応策を懸命に模索しているところであり，連結納税制度の普及を妨げる要因については見直しが必要である。

2）受取配当の益金不算入割合

問33　受取配当の益金不算入割合

受取配当の益金不算入制度について最も優先度の高い改正項目はどれかをたずねたところ，「受取配当の益金不算入割合を100％とするべき」が55.1％と，半数を超える会員が見直しを求めている。二重課税防止の観点からの改正が必要である。

3）国際課税

問34　租税条約

近年，租税条約について，多数の条約の改定や租税協定が締結されるなど国際的な税務当局間のネットワークの拡充が進展しているが，さらに優先度の高い改善策は何かをたずねた。「アジア地域の投資促進のため，アジア諸国との源泉税の免除等の促進」と答えた会員が44.9％と最多であり，「移転価格税制の適用による二重課税の解消を図るため，租税条約の締結，改正の一層の促進」43.6％，「投資交流の活発化が見込まれる国々との租税条約の締結，改正の一層促進」41.0％と続いた。経済のグローバル化が進展する中，経済交流が一層拡大するように環境整備を図ることが重要であり，そのためにも租税条約について改定することを会員は求めている。

問35　移転価格税制

平成23年度税制改正で，OECDにおける移転価格ガイドラインの改正に伴い，独立企業間価格の算定方法の適用順位の見直しや独立企業間価格幅の取扱の明確化など大幅に改正されたところであるが，さらに改善すべき優先度の高い点は何かをたずねた。「経済実態を踏まえたガイドライン等の充実」と答えた会員が48.5％と最多であった。移転価格課税の透明性や予測可能性を確保することへの期待の表れであろう。また，「価格算定文書の明確化について，企業の負荷が軽減されるように，効果的な資料を公表すべき」も42.3％に上った。

問36　外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）

外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）は，平成22年度税制改正で大幅に改正されたが，今後更に改正すべき項目はどれかをたずねたところ，「外国関係会社の所得に課される税の負担が20％以下であるかどうかを個別に判定する事務負担が大きいため，軽課国を直接指定する制度を設けるべき」と答えた会員が38.8％と最多であり，「軽課国の判定基準である実効税率を20％未満に引下げるべき」の35.7％が続いた。また，「現行では，外国子会社の留保利益のみを合算しているが，損失についても通算を認めるべき」も31.7％に上った。

4）企業会計と税務会計の乖離

問37　企業会計と法人税法との乖離

企業会計の国際会計基準への移行に伴い企業会計と法人税法上の取り扱いとの乖離が問題とされているが，乖離が大きくなると思われるのはどの項目かを複数回答でたずねた。「有形固定資産」が55.1％と最も多く，「収益認識基準」の38.3％，「資産の減損」の36.6％，「無形資産」の25.1％が続いた。

問38　確定決算主義

企業会計と税務会計との乖離が拡大しているなか，確定決算主義については，「実務的に対

応が困難な点については，損金経理要件をはずすなど確定決算主義の調整を行うべき」と答えた会員が59.5％と最多であった。しかし，「所得計算の妥当を確保する等の観点から，確定決算主義は維持すべき」とする会員も25.6％に上っている。このように，確定決算主義については会員の意見は分かれている。ただ，「確定決算主義は廃止すべき」と答えた会員は11.9％と少なかった。

5）税制の予測可能性

問39　租税制度と実務との間の予測可能性

企業活動を行ううえで，予測可能性はきわめて重要な条件であり，税制についても同様である。

そこで，租税制度の実務上の取り扱いにおいて，特に，不透明であったり，予測可能性に問題があったりする領域があるかを複数回答でたずねたところ，「移転価格税制」が56.8％が最多であり，「国際的な組織再編税制」の33.5％，「タックスヘイブン税制」の24.7％が続いた。企業のグローバル化を円滑に進めるためにも，とくに予測可能性が重要となるのは，国際課税関係であることを結果は示している。

3．個人所得税

⑴　税収調達機能と所得再配分機能

問40　個人所得税と税収調達機能

累次の減税によって所得税の税収調達能力が落ちていると言われている。そこで，所得税と税収調達についてどのように考えるかをたずねたところ，「現状で妥当である」が37.0％と最多であった。しかし，昨年度には51.2％であり，比率を大きく落としている。「税収調達機能を回復するためにも増税を実施すべき」は21.6％であった。働く者が報われる社会の構築という点から，所得税の負担増には否定的な会員が多いものの，厳しい財政状況や大震災の発生によって会員の意見が変化したとも考えられる。

問41　税率構造と適用ブラケット

最高税率の引き下げや税率のフラット化等によって所得税の税収感応度や所得再分配機能は弱まっている。これらに影響を及ぼす税率構造と適用ブラケットについてどのように考えるかを複数回答でたずねたところ，「納税者の約８割が10％以下の適用となっているため，ここに属する納税者の割合を縮小すべき」と答えた会員が49.3％と最多であり，税負担が中高所得層に偏るという構造の見直しを会員は求めている。また，現行の最高税率（40％）を「引き上げるべき」と考える会員も23.3％に上った。「税率構造等の現行制度は維持すべき」は17.6％であり，会員の多くが税率構造の見直しが必要と考えている。

⑵　所得控除，税額控除等

問42　給与所得控除のあり方

給与所得控除には，「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の二つの性格を持つといわれている。また，平成23年度税制改正大綱では，①給与所得控除の上限設定，②役員給与所得に係る給与所得控除の見直し，③特定支出控除の見直しが盛り込まれている。

給与所得控除のあり方についてどのように考えるかをたずねたところ，「現行の給与所得控除については，画一的に一律の控除を行う方式となっているが，雇用形態が多様化している実態に合わせて，給与所得控除の見直しをすべき」と答えた会員が37.0％と最多であった。次いで，「給与所得控除は勤務費用（必要経費）に該当するので頭打ちの上限を設定すべき」の28.2％であった。「高額な収入のある役員給与については，金融資産等多額の資産を所有し一定額を超える場合には，給与所得控除は他の所得との負担の調整上減少させるべき」と答えた会員も26.9％にのぼった。

問43　控除のあり方

現行税制においては，婚姻，育児，老齢等の

生活の局面に応じ，各種の控除が措置されている。税率とともに税額決定に大きく影響する控除のあり方について複数回答でたずねたところ，「担税力のある高齢者については，公的年金等控除の上限を設けるべき」が41.0％と最多であった。平成17年分所得から，公的年金控除の縮小，老年者控除の廃止が行われたものの，年金については拠出面では社会保険料控除によって，給付面では公的年金等控除によって，拠出・給付の両面で課税がなされないよう配慮されている実態は変わっていないことが背景にある。「特定扶養控除，老人扶養控除等様々な割増，加算措置や勤労学生控除等の特別な人的控除については，極力簡素化し，基本的には，家族に関する控除を基礎控除等に集約化すべき」が33.9％，「多額の資産を有する高齢者については，公的年金等控除は一定額を超える場合には，減少させるべき」が31.7％，「子育て支援の観点からは，現行の扶養控除は，所得控除から税額控除（給付も含め）に改めるべき」が30.0％と続いた。子育て支援に関しては児童手当，保育サービスなどの支出面での対応もあるが，税制面での取り組みについても関心が高いことをうかがわせた。

問44　給付付き税額控除

課税最低限以下の低所得者に対して，税額控除できない分を給付する給付付き税額控除制度が，若年層を中心とした低所得者支援，子育て支援，就労支援，消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されている。そこで，その評価を複数回答でたずねた。

昨年度の調査では「歳入と歳出を同時に組み込むこととなり，本来区分すべきものであり，好ましいものではない」と導入それ自体に否定的な会員が39.4％と最多であったが，今年度はこの比率は16.3％に大きく低下した。今年度は会員の38.3％が「正当な受給者の確認が必要となることから，制度導入に当たっては，納税者番号制度等の導入が必要」と答え，導入の前提条件について指摘する会員が最多であった。また，導入するとすれば，その目的として，「子育て等に配慮した低所得者支援等として導入するべき」と答えた会員が29.5％，「消費税の税率引き上げによる逆進性への対応として，消費税給付返還の制度として導入すべき」が28.6％であった。給付付き税額控除はその目的の明確化と，目的にあった制度設計を行うとともに，既存の給付制度との整合性について十分な事前の検討が必要であることを示している。また，「所得に着目した給付は不公平な制度であり，所得や資産所有状況を考慮する必要があり，社会保障等の給付で対応すべき」と答えた会員も24.7％にのぼっており，給付付き税額控除制度の導入には解決すべき課題も多いと考えられる。

⑶　年末調整

問45　年末調整のあり方

納税者意識の向上や公平性の観点からは，現行では給与所得控除として算定されている必要経費を実額控除するとともに，申告納税制度を導入する方が望ましいという意見がある。そこで，給与所得者の年末調整のあり方についてどのように考えるかをたずねた。「年末調整を含め現行制度は，維持すべき」と答えた会員が51.5％と半数を超え，「年末調整と確定申告のいずれかを選択できるようにすべき」の27.3％を大きく上回った。申告納税制度の重要性は理解しつつも，利便性を重視した結果と言えよう。

⑷　社会保障・税に関わる番号制度

問46　社会保障・税に関わる番号制度の導入

的確な課税による公平性を確保するためには番号制度の導入は不可欠であると言われる。政府は現在，「社会保障・税に関わる番号制度」の導入を検討しているが，番号制度導入についてどのように考えるかをたずねた。「社会保障サービスの適正化や課税の公平性，効率性等のために整備すべきインフラであり，早期に導入すべき」と答えた会員が58.6％であり，「制度

の導入は望ましいが，セキュリテイーの確保に疑問があるので，慎重に検討の上，導入すべき」の30.4％を大きく上回った。公正な社会保障制度と税制の構築において番号制度の導入への理解は深まってきていると言える。

問47　社会保障・税に関わる番号制度の機能

前問のように，番号制を導入することを必要とする会員が多くなっているが，「社会保障・税に関わる番号制度」を導入するとした場合には，どのような制度が望ましいかをたずねたところ，「広く役所での各種行政手続に利用するとともに，社会保障サービス，給付や税務行政にも利用できるものとすべき」と答えた会員が59.0％と半数を超えた。番号制度をより有効に活用すべきという考えの表れである。

⑸　金融所得課税の一元化

問48　総合課税と金融所得課税の一元化

平成23年度の税制改正大綱において「所得税については全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想であるが，金融資産の流動化や個人金融資産の有効活用による経済活性化の必要性に鑑み，可能なところから金融所得課税の一体化に向けた取組を進める」とされたところである。そこで，金融所得に対する課税についての考え方をたずねたところ，「資本の国際流動性を確保し，わが国金融・資本市場の競争力を強化し，経済の活性化を図るためには，金融所得課税の一元化を促進すべき」と答えた会員が64.8％と半数を大きく上回った。「金融所得についても全て所得を合算する総合課税が望ましく，金融所得課税の一元化は反対」は26.4％にすぎなかった。

問49　軽減税率と金融所得課税の一元化

平成26年から上場株式等に係る税率の20％本則課税が行なわれることとされている点についてどのように考えるかをたずねたところ，「貯蓄から投資への方向を目指すべきであり，その効果が明確に現れるまでは，現在の軽減税率を平成26年以降も継続すべき」が32.2％と最多であり，「軽減措置は厳しい金融経済情勢を踏まえれば適切な措置であるが，制度が複雑化することは金融取引の中立性を歪めることになるので，軽減措置はあくまで景気が回復するまでの一時的な措置とすべき」の26.4％がそれに続いた。「早期に本則課税（20％）に戻すべき」は15.0％にすぎず，景気動向を踏まえて軽減税率を支持する会員が圧倒的多数であった。

4. 相 続 税

問50　相続税のあり方

相続税は無償の財産取得に担税力を見いだして課税するもので，個人所得税を補完することに課税根拠がある。その際，累進税率を適用することで資産格差の是正を図ることが期待されている。バブル期における地価の急騰にともなって，基礎控除の引き上げや居住及び事業の継続に配慮した各種特例の拡充が行われたが，その後地価がバブル期以前の水準にまで下落したことから，年間死亡者数のうち相続税の課税が発生する割合は４％程度にまで低下している。また，平成15年度税制改正において最高税率の引き下げを含む税率構造の見直しも行われた。なお，平成23年度税制改正大綱において，格差是正・富の再配分の観点から，基礎控除を大幅に引き下げるとともに，最高税率の引き上げなど税率構造の見直しがなされたところである（未成立）。

これらを踏まえて，今後の相続税のあり方として賛成できるのはどれかを複数回答でたずねたところ，会員の41.0％が「基礎控除額を引き下げ，課税割合を高めるべき」と答えたが，「課税割合を高める必要はなく，基礎控除額も現行を維持すべき」と考える会員も31.7％にのぼった。最高税率に関しても，「引上げるべき」と答えた会員は15.4％であり，「現行を維持すべき」の22.0％を下回った。このように，相続

税の課税強化に対する会員の考えは分かれており，資産分布の実態と現行相続税の再分配効果を把握し，相続税のあるべき方向性について検討する必要がある。

問51　相続税の課税方式

平成21年度税制改正において事業の後継者を対象とした「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」を創設し，この制度化にあわせて，相続税の課税方式を現在の法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に改めることを検討することとされた。この課税方式は，相続財産を取得した各個人について，その取得額に応じて課税するものであり，基礎控除も相続財産を取得した各個人単位で行われることになる。そこで，相続税の望ましい課税方式についてたずねたところ，現行の「法定遺産課税取得方式」が望ましいとする会員が48.5％と半数近くを占めた。次いで，ドイツ，フランスなどで採用されている「遺産取得課税方式」が27.8％であり，アメリカやイギリスが採用している「遺産課税方式」は13.7％にすぎなかった。このように，遺産取得課税方式を維持すべきとする回答が圧倒的多数であった。

問52　贈与税のあり方

贈与税は相続税の回避の防止する観点から，相続税を補完する役割を担っており，このため，贈与税の税率構造は厳しくなっている。贈与税のあり方について，どのように考えるかをたずねたところ，「高齢者が所有する資産を若い世代に移転させ，経済の活性化に活用すべき」と答えた会員が55.9％と半数を超えた。そして，「事業承継が円滑に行われるように贈与税をさらに緩和すべき」が25.1％と続いた。また，「相続時精算課税について，受贈者を孫まで拡大，贈与者を60歳以上に引き下げるなど適用要件を緩和すべき」も20.3％にのぼった。一方，「現状を維持すべき」は21.6％にすぎなかった。相続時精算課税制度による贈与税・相続税の課税の中立性を確保のうえ，贈与税を緩和（相続時精算課税制度の適用条件の緩和）し，高齢者が保有する資産を早期に次世代に移転し，その有効活用を通して，経済社会の活性化を図ることを検討すべきと多くの会員は考えている。

5．地 方 税

⑴　地方税のあり方

問53　地方税負担のあり方

国家財政とともに地方財政もきわめて厳しい状況ある。こうした中，地方税についても充実強化すべきとの声も聞こえてくる。この点についてたずねたところ，「地方税の充実強化は税源移譲によって行うべき」と答えた会員が59.5％と半数を超え，「地方財政の状況を考えるなら，税源移譲とは別に，何らかの税負担増加を検討すべき」は20.3％にすぎなかった。安易な地方税の増税は避けるべきであり，国と地方の税源配分の見直しという地方分権改革の線に沿った充実強化を会員は求めている。

問54　地方税と国税（地方法人２税と地方消費税の税源交換）

地域間の経済力格差が地方税収の格差を発生させているが，格差是正の方法として，「消費税の税率引き上げを前提として，地方法人２税を国税に移管し，その見返りとして地方消費税の拡充を行うべきである」との意見が出てきている。この点についてたずねたところ，「賛成である」と答えた会員は44.5％であったが，「どちらとも言えない」も40.1％と拮抗している。ただ，「反対」は8.4％にすぎなかった。地方税改革については格差是正のための普遍性の原則重視など，今後さらに検討を加えていく必要がある。

問55　地方税のあり方

その他に地方税のあり方として賛成できるものはどれかを複数回答でたずねたところ，「法

人住民税，法人事業税，固定資産税，都市計画税，事業所税等の税目が多いため，整理統合を行うべき」が64.3％と最多であった。地方税は多くの税目で構成されており，簡素性という点からの見直しも必要であろう。「地方税は，受益と負担の連動を確保するため，一層応益原則を徹底すべき」の34.4％がそれに続いた。また，「法人住民税，法人事業税，外形標準課税，固定資産税，都市計画税，事業所税等の法人負担は応益負担としては，高い水準にあるので見直すべき」が31.3％にのぼった。わが国の地方税は法人課税のウェイトが大きく，標準税率を上回って課税する超過課税も法人に偏っている。地方税は行政サービスを提供するための対価あるいは会費だという考えから，応益原則を強化すべきと考える会員が多く，個人と企業の負担配分についても，再検討する必要があろう。

⑵　個人住民税

問56　個人住民税

個人住民税については，税源移譲にともなう所得割の比例税率化によって応益課税としての性格をより強めることになったが，今後の個人住民税のあり方として，要望したい点を複数回答でたずねた。個人住民税は前年の所得を基礎とする前年課税を採用しているが，50.2％の会員が「所得発生と税負担の各時点を近づけるため，現年課税に変更すべき」と答えた。現在，均等割は，市町村民税が年３千円，道府県民税が年１千円であるが，会員の33.5％が「応益原則の強化から，均等割については，引き上げるべき」と答えている。

⑶　法人住民税・法人事業税等

問57　法人住民税・法人事業税等

法人住民税，法人事業税のあり方として賛成できるのはどれかを複数回答でたずねたところ，「全国に支店・営業所を有する法人にとっては，所在地の各県･市町村に法人住民税，法人事業税の申告･納付を行うため事務負担が非常に大きいので，全国一括申告センターのような組織を作る等申告･納付の利便性を向上させるべき」と答えた会員が75.3％と最多であった。次いで，「外形標準課税は，所得割，付加価値割，資本割が併用される等仕組みが複雑であるので，簡素化すべき」の59.5％であった。納税環境や税の基本原則の一つである簡素性に照らして検討を行う必要性を示している。

⑷　固定資産税

問58　固定資産税

固定資産税のあり方をどのように考えるかについて複数回答でたずねたところ，「償却資産に対する固定資産税は，諸外国でも例外的であるため，廃止すべき」が64.8％に達した。また，「償却資産の減価償却は，法人税法と同一に完全償却まで認めるべき」と答えた会員が53.3％と半数を超えた。固定資産税は応益性を根拠として課税されてはいるものの，償却資産の大小と市町村の行政サービスとの間の関連性は希薄であることが，この回答の背景にあると考えられる。

6．その他の税制等

⑴　環境関連税制

問59　地球温暖化対策のための税

平成23年度税制改正大綱においては，エネルギー起源CO_2排出抑制を図るため，全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭にCO_2排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設けることとされた（未成立）。

このような地球温暖化対策税制をどう考えるかをたずねたところ，「環境税や石油石炭税の増税などは，国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすことから，その政策効果や国民負担等の検討を行うなど慎重な議論が必要」と答えた会員が40.1％と最多であり，「地球温暖化対策は，日本では既に省エネ技術など世界最高水準

を達成しており，さらに地球温暖化対策税を導入することは，日本の国際競争力を低下させ，海外へ生産シフトが進み，日本の産業の空洞化をもたらすので反対」が27.3％と続いた。

これに対して，「平成23年度税制改正案のような地球温暖化対策税を導入すべき」と答えた会員は5.7％にすぎなかった。このように，温暖化対策としての新税創設には慎重な意見が多数を占めており，環境政策全体の中での税制の位置づけを明確にすることが重要である。

問60　車体課税

平成23年度税制改正大綱では，車体課税（自動車重量税，自動車取得税，自動車税，軽自動車税の課税を言う）については，エコカー減税の期限到来時までに，当分の間として適用される税率の取扱を含め，簡素化，グリーン化，負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しをすることとされた。車体課税についてどのように考えるかをたずねた。「自動車取得税は消費税と二重課税という考え方もあり，また自動車重量税は保有課税として自動車税と重複しており，過大な負担を負っているため，国際的な負担水準に軽減すべき」と答えた会員が33.5％と最多であった。また，「自動車取得税，自動車重量税は道路整備の課税根拠がなくなっているため，廃止すべき」も20.3％にのぼり，「自動車は担税力が大きく，かつ，税収規模が大きいことから，負担水準は継続しつつ，簡素化を進めればよい」は16.7％にすぎなかった。このように，車体課税についいては負担の軽減を求める声が強い。

⑵　印紙税等

問61　印紙税の是非

印紙税は経済取引にともなって作成する契約書や金銭の受取書（領収書）などの文書に課税される。したがって紙面では印紙税の課税対象となる内容であっても，インターネット上の電子商取引やデータによる電子書類は紙などの文書とは認められず，印紙税の課税対象とはならないこと。このため，「課税対象の見直しを行うべき」とする意見が19.8％であったが，「更に進んで廃止を検討すべき」が74.0％と多数を占めた。

Ⅲ．税に関する意識及び納税環境の整備

問62　税制上の一般的な問題認識

税金一般に関する問題点について，該当するものを複数回答でたずねた。第１位は「制度が複雑化し，事務負荷，費用の増大等となっている」の69.6％であり，望ましい税制の構築において簡素性への配慮も重要であることを示している。その他に，「クロヨンが存在し，サラリーマン世帯の不公平感につながっている」が43.6％，「グローバル化が進展する中で，移転価格課税での更正や事前協議が増加する等，予見可能性が不十分であり，時代の変化に税制等の整備が遅れている」が42.3％と，半数近くの会員が問題だと感じている。経済活動を取り巻く環境が急速に変化している現在，ソフトインフラとしての税制を迅速に時代の変化に適合させることの必要性を，この結果は示している。また，会員の42.7％が「国民に税金（含む社会保障負担），歳出に関する知識，情報が正確に伝わっていない」と考えており，税金に関して国民の理解を得るためには，租税や歳出に関する情報を的確に国民に伝える必要がある。

問63　納税環境の整備

租税原則に沿って制度設計されていたとしても，適正な執行がともなわなければ不十分であり，そのためにも納税環境の整備が重要である。そこで，どのような環境整備が必要かをたずねたところ，第１位は「徴税効率を上げるため，地方公共団体間での共同化，国税庁と地方の連携が必要」の44.1％であった。その他にも，「地方税申告・納付の簡素化」と答えた会員が

39.6%，「納税者の利便性の向上，予測可能性や経済取引の安全性の確保を高めることになるので，事前照会に対する文書照会等の手続きを改善する」が38.8%，「電子申告，電子納税等の利用促進・改善など納税者の利便性向上への取組みを一層推進すべき」が33.9%などとなっている。国と地方の徴税協力は効率性の向上のみならず，適正かつ公平な徴税の執行とともに納税者にとっての利便性の向上にも資するものであり，社会経済情勢の変化に即応した租税制度の設計と納税環境の整備は，よりよい社会を築く上での車の両輪である。

税制に関する意見調査／集計結果

	維持（法人）会員			租研役員・評議員			通常（個人）会員			全　体		
	送付数		351	送付数		88	送付数		401	送付数		840
	回収数		124	回収数		48	回収数		55	回収数		227
	回収率		35.3%	回収率		54.5%	回収率		13.7%	回収率		27.0%
Ⅰ．財政及び税制全般												
1．経済及び財政政策全般												
(1)　経済及び財政政策												
【問１】　政策課題について												
わが国の経済は未だ自律的な回復に至っていません。その中で発生した東日本大震災は，わが国の経済社会に甚大な影響を及ぼしており，経済社会は厳しい状況にあります。また，一方，わが国は多くの構造的な問題を抱えており，その改革はなかなか進んでおらず，社会・経済全般に閉塞感があります。このような状況下，下記の内，優先的に取り組むべき政策課題をお選びください（最大４つまで選んでください）。												
イ）大震災からの復旧・復興	(イ)	107	86.3%	(イ)	44	91.7%	(イ)	50	90.9%	(イ)	201	88.5%
ロ）中長期的な経済成長政策（新成長戦略の推進等）	(ロ)	100	80.6%	(ロ)	39	81.3%	(ロ)	41	74.5%	(ロ)	180	79.3%
	(ハ)	91	73.4%	(ハ)	33	68.8%	(ハ)	35	63.6%	(ハ)	159	70.0%
ハ）財政の健全化（含む，歳出改革）	(ニ)	69	55.6%	(ニ)	25	52.1%	(ニ)	28	50.9%	(ニ)	122	53.7%
ニ）税制の抜本的改革	(ホ)	44	35.5%	(ホ)	14	29.2%	(ホ)	15	27.3%	(ホ)	73	32.2%
ホ）持続性のある社会保障の構築	(ヘ)	18	14.5%	(ヘ)	2	4.2%	(ヘ)	12	21.8%	(ヘ)	32	14.1%
へ）少子化対策	(ト)	9	7.3%	(ト)	1	2.1%	(ト)	12	21.8%	(ト)	22	9.7%
ト）地方の活性化（含む地方分権化）	(チ)	1	0.8%	(チ)	1	2.1%	(チ)	5	9.1%	(チ)	7	3.1%
チ）地球温暖化対策	(リ)	0	0.0%	(リ)	0	0.0%	(リ)	0	0.0%	(リ)	0	0.0%
リ）その他（具体的にご記入ください）												
【問２】　財政赤字と財政健全化目標												
未曾有の東日本大震災からの復旧・復活のための財源が巨額の規模になると見込まれます。一方，政府の財政運営戦略（平成22年６月）において，次のように取り組むこととされています。 (i)　財政健全化目標として ①　国・地方の基礎的財政収支を遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減，また，遅くとも2020年度までに黒字化 ②　残高目標として2010年度以降，国・地方の公債残高の対GDP比を安定的に低下させる (ii)　中期財政フレーム ①　国債発行額の抑制・・平成23年度の新規国債発行額は，平成22年度予算の水準（約44兆円）を上回らないものとするよう全力を上げる ②　歳出面では「基礎的財政収支対象経費」は，前年度当初予算の規模を実質的に上回らないこととする このような政府の財政運営戦略をどのように評価しますか。												
イ）大震災からの復旧・復興，さらには経済回復を最優先に考えるべきであり，政府が示す財政運営戦略ほどには財政健全化を急ぐ必要はない。	(イ)	18	14.5%	(イ)	6	12.5%	(イ)	12	21.8%	(イ)	36	15.9%
	(ロ)	73	58.9%	(ロ)	30	62.5%	(ロ)	21	38.2%	(ロ)	124	54.6%
	(ハ)	2	1.6%	(ハ)	1	2.1%	(ハ)	3	5.5%	(ハ)	6	2.6%
	(ニ)	25	20.2%	(ニ)	7	14.6%	(ニ)	19	34.5%	(ニ)	51	22.5%
ロ）大震災からの復旧・復興，さらには経済	(ホ)	2	1.6%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	1	1.8%	(ホ)	3	1.3%

状況の回復の優先度が高いが，できる限り，財政健全化を進めるべきである。												
ハ）平成23年度から平成25年度において，基礎的財政収支対象経費（歳出の大枠）を前年度当初予算より実質的に上回らないように努めるという目標設定は妥当である。												
ニ）累積債務残高はより危機的状況に陥っており，社会保障・税制一体改革により財政健全化に不退転の決意で早急に取り組むべきであって，国際的な日本の信認を得る上でも，安易な目標の後退を容認すべきではない。												
ホ）その他（具体的にご記入下さい）												
【問３】 財政運営												
現政府における税財政の運営及び方針についてどのように評価しますか（複数回答可）。												
現政府における税財政の運営及び方針についてどのように評価しますか（複数回答可）。												
イ）社会保障の充実が，雇用創出を通じて成長をもたらすことは可能であり，増税も経済成長に寄与しうるという主張には説得力がある。	(イ)	6	4.8%	(イ)	2	4.2%	(イ)	8	14.5%	(イ)	16	7.0%
	(ロ)	65	52.4%	(ロ)	18	37.5%	(ロ)	25	45.5%	(ロ)	108	47.6%
	(ハ)	60	48.4%	(ハ)	26	54.2%	(ハ)	27	49.1%	(ハ)	113	49.8%
	(ニ)	47	37.9%	(ニ)	15	31.3%	(ニ)	25	45.5%	(ニ)	87	38.3%
ロ）子育て支援手当，農家への所得保障政策などを見ると，成長につながる支出となるのか疑問がある。	(ホ)	5	4.0%	(ホ)	1	2.1%	(ホ)	5	9.1%	(ホ)	11	4.8%
	(ヘ)	13	10.5%	(ヘ)	4	8.3%	(ヘ)	9	16.4%	(ヘ)	26	11.5%
	(ト)	86	69.4%	(ト)	32	66.7%	(ト)	18	32.7%	(ト)	136	59.9%
ハ）現在の税収不足を勘案すれば，安定的な税源として消費税を増税する方向性は評価できる。	(チ)	0	0.0%	(チ)	0	0.0%	(チ)	8	14.5%	(チ)	8	3.5%
	(リ)	1	0.8%	(リ)	0	0.0%	(リ)	0	0.0%	(リ)	1	0.4%
ニ）高齢化によって給与所得者が相対的に減少する将来を見通せば，所得税ではなく，消費税が基幹的な財源となることで世代間の負担が均されるので，消費税増税の方向は評価できる。												
ホ）消費税は逆進性の強い税であり，税率の引き上げには慎重であるべきであり，増税は評価できない。												
ヘ）所得税や相続税など，累進的な性格の強い税源での増税を検討すべきである。												
ト）法人実効税率の引き下げの方針がでていることは評価する。												
チ）わが国の財政状況を勘案すると，法人に対する減税には賛同できない。												
リ）その他（具体的にご記入ください）												
【問４】 社会保障と成長戦略												
現政府においては，社会保障の強化により，国民は安心して消費を増やすことができるようになると共に，社会保障は需要・供給両面で経済成長に寄与する機能を有しており，社会保障の改革を通じて，新たな雇用を創出する形で経済成長に寄与するとの方向性を打ち出しています。また，雇用創出効果を高めるためには，現金給付から現物給付へと重点をシフトさせると指摘しています。これらの方向性についてどのように評価しますか（複数回答可）。												
イ）社会保障政策を通じた経済成長に期待しているので評価する。	(イ)	14	11.3%	(イ)	7	14.6%	(イ)	11	20.0%	(イ)	32	14.1%
	(ロ)	10	8.1%	(ロ)	5	10.4%	(ロ)	3	5.5%	(ロ)	18	7.9%

ロ）現物給付は，現金給付よりも雇用創出効果が高いと期待されるため評価する。	(ハ)	24	19.4%	(ハ)	11	22.9%	(ハ)	18	32.7%	(ハ)	53	23.3%
	(ニ)	32	25.8%	(ニ)	9	18.8%	(ニ)	15	27.3%	(ニ)	56	24.7%
ハ）社会保障政策を通じた経済成長には疑問があるので評価しない。	(ホ)	80	64.5%	(ホ)	29	60.4%	(ホ)	25	45.5%	(ホ)	134	59.0%
	(ヘ)	2	1.6%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	2	0.9%
ニ）現物給付の場合，政府がどのような財を提供するのか決めることになるが，それが国民の求める方向性に合致するか疑問があるので評価しない。												
ホ）具体性に乏しく，社会保障がどのような姿になるのか想像できない。												
へ）その他（具体的にご記入ください）												
【問５】　歳出削減 高齢化の進展に伴い社会保障費が増大していることに加えて，短期的には震災関連の支出も増加します。これら財政状況を考えれば，行政の効率化，歳出削減努力の継続は必要と思われます。今後，歳出削減努力をより強化すべき分野はどれでしょうか（複数回答可）。												
イ）社会保障（平成23年度当初予算　28.7兆円）	(イ)	42	33.9%	(イ)	18	37.5%	(イ)	28	50.9%	(イ)	88	38.8%
	(ロ)	32	25.8%	(ロ)	9	18.8%	(ロ)	9	16.4%	(ロ)	50	22.0%
ロ）公共事業（5.0兆円）	(ハ)	10	8.1%	(ハ)	6	12.5%	(ハ)	6	10.9%	(ハ)	22	9.7%
ハ）防衛（4.8兆円）	(ニ)	2	1.6%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	3	5.5%	(ニ)	5	2.2%
ニ）文教･科学振興（5.5兆円）	(ホ)	22	17.7%	(ホ)	12	25.0%	(ホ)	14	25.5%	(ホ)	48	21.1%
ホ）地方交付税等（16.8兆円）	(ヘ)	68	54.8%	(ヘ)	22	45.8%	(ヘ)	26	47.3%	(ヘ)	116	51.1%
へ）公務員人件費（5.1兆円）	(ト)	91	73.4%	(ト)	30	62.5%	(ト)	37	67.3%	(ト)	158	69.6%
ト）特別会計，独立行政法人等	(チ)	0	0.0%	(チ)	0	0.0%	(チ)	1	1.8%	(チ)	1	0.4%
チ）削減すべきものはない	(リ)	9	7.3%	(リ)	4	8.3%	(リ)	2	3.6%	(リ)	15	6.6%
リ）その他（具体的にご記入ください）												
1）東日本大震災関係 **【問６】　東日本大震災に係る復旧・復興財源確保** 東日本大震災復興構想会議「復興への提言―悲惨の中の希望―」では，「復旧・復興のための財源について，既存の歳出の見直し等とともに，基幹税を中心に多角的な検討を行い，具体的構想を講ずるべきである」としています。復興対策で必要な財源を確保するため，優先順位が高い財源確保策を上げて下さい（複数回答可能）。												
イ）増税	(イ)	43	34.7%	(イ)	17	35.4%	(イ)	29	52.7%	(イ)	89	39.2%
ロ）マニフェスト（４K）の見直し	(ロ)	88	71.0%	(ロ)	30	62.5%	(ロ)	30	54.5%	(ロ)	148	65.2%
ハ）公務員の人件費削減	(ハ)	48	38.7%	(ハ)	12	25.0%	(ハ)	17	30.9%	(ハ)	77	33.9%
ニ）特別会計などの埋蔵金の活用	(ニ)	50	40.3%	(ニ)	14	29.2%	(ニ)	22	40.0%	(ニ)	86	37.9%
ホ）国債の発行	(ホ)	21	16.9%	(ホ)	13	27.1%	(ホ)	15	27.3%	(ホ)	49	21.6%
へ）その他（具体的にご記入ください）	(ヘ)	7	5.6%	(ヘ)	2	4.2%	(ヘ)	5	9.1%	(ヘ)	14	6.2%
【問７】　復興財源のための増税について 復興財源を税で確保するとすれば，どの税をあげるべきですか（複数回答可）。												
イ）消費税	(イ)	71	57.3%	(イ)	26	54.2%	(イ)	33	60.0%	(イ)	130	57.3%
ロ）所得税	(ロ)	44	35.5%	(ロ)	20	41.7%	(ロ)	24	43.6%	(ロ)	88	38.8%
ハ）資産税	(ハ)	20	16.1%	(ハ)	6	12.5%	(ハ)	18	32.7%	(ハ)	44	19.4%
ニ）法人税	(ニ)	20	16.1%	(ニ)	10	20.8%	(ニ)	10	18.2%	(ニ)	40	17.6%
ホ）固定資産税	(ホ)	6	4.8%	(ホ)	1	2.1%	(ホ)	2	3.6%	(ホ)	9	4.0%
へ）増税すべきでない	(ヘ)	19	15.3%	(ヘ)	7	14.6%	(ヘ)	5	9.1%	(ヘ)	31	13.7%
ト）その他（具体的にご記入ください）	(ト)	10	8.1%	(ト)	2	4.2%	(ト)	2	3.6%	(ト)	14	6.2%
2）社会保障と税制一体改革 **【問８】　社会保障・税制一体改革と消費税** 社会保障の安定的な財源確保と財政健全												

化の両方を同時に達成するために，消費税を上げた場合に，日本経済への影響をどのように考えますか（複数回答可）。												
イ）平成９年度の消費税３％から５％への引き上げが景気後退をもたらしたように，景気にマイナスの影響を及ぼすことから，デフレから脱却してから消費税を引き上げるべきである。	㈠	41	33.1%	㈠	13	27.1%	㈠	13	23.6%	㈠	67	29.5%
	㈡	25	20.2%	㈡	12	25.0%	㈡	12	21.8%	㈡	49	21.6%
	㈢	24	19.4%	㈢	8	16.7%	㈢	15	27.3%	㈢	47	20.7%
	㈣	49	39.5%	㈣	20	41.7%	㈣	28	50.9%	㈣	97	42.7%
	㈤	2	1.6%	㈤	0	0.0%	㈤	2	3.6%	㈤	4	1.8%
ロ）消費税の引き上げは，社会保障目的税として支出すれば，景気への影響を緩和できることから，社会保障制度の安定化のために増税を行っても，経済にマイナスになることはない。												
ハ）平成９年度の消費税３％から５％への引き上げ時は，アジア通貨危機，金融システムの不安定化という大きなショックに見舞われたことから，日本経済は後退したものであって，消費税引き上げは，景気後退の「主因」ではない。												
ニ）欧米では，付加価値税税率の引き上げが必ずしも景気後退となっていないことから，消費税率引き上げが必ずしも経済への悪影響を及ぼすものではない。												
ホ）その他（具体的にご記入ください）												
【問９】　消費税の地方配分について 消費税の一部地方への配分する仕組みは，①現行消費税の４％は国税，１％は地方税，②国の消費税収の29.5％を地方交付税を通じて自治体に配分する制度が行われています。その結果，消費税の最終的な配分は，国56.4％，地方43.6％となっています。 また，「社会保障・税一体改革案」では，現行の消費税については配分の枠組みは変更しない前提で，引き上げ分については，社会保障４経費に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現し，地方の社会保障給付に対する安定財源を確保することとされています。消費税が引き上げられた場合の国と地方との配分をどのように考えますか。												
イ）消費税は社会保障４経費に優先的に充当するために，その増収分は国に重点的に配分すべきである。	㈠	12	9.7%	㈠	8	16.7%	㈠	12	21.8%	㈠	32	14.1%
	㈡	4	3.2%	㈡	1	2.1%	㈡	7	12.7%	㈡	12	5.3%
	㈢	3	2.4%	㈢	1	2.1%	㈢	5	9.1%	㈢	9	4.0%
ロ）国と地方の現行の配分は適正であり，増収分についても，現行制度の割合のまま，配分すればよい。	㈣	99	79.8%	㈣	34	70.8%	㈣	31	56.4%	㈣	164	72.2%
	㈤	1	0.8%	㈤	0	0.0%	㈤	1	1.8%	㈤	2	0.9%
ハ）地方自治は単独事業も含め広範な社会保障サービスを提供しており，その増収分は地方に重点的に配分するべきである。												
ニ）国と地方の役割分担を明確にし，現行分も含めて，全体の配分を見直すべきである。												
ホ）その他（具体的にご記入ください）												
⑵　受益と負担 **【問10】　受益と負担水準** 我が国においては，国民全体が受ける社会保障が「中福祉―低負担」になっていると言われており，負担を抑制するための財源を国債などの形で将来世代へ先送っている状況です。今後高齢化の進展に伴い支出												

がさらに増加することになれば，将来世代へのつけ回しも拡大することになります。今後の社会保障のあり方として，どのように考えますか。												
イ）「中福祉―中負担」を目指し，財源不足の将来世代への付け回しを避けるべきである。	(イ)	95	76.6%	(イ)	40	83.3%	(イ)	39	70.9%	(イ)	174	76.7%
ロ）「より安心な社会」を目指し，更に「高福祉―高負担」に踏み出すべきである。	(ロ)	4	3.2%	(ロ)	0	0.0%	(ロ)	3	5.5%	(ロ)	7	3.1%
ハ）社会保障については，自己負担や自己責任をより強化することが望ましく，公的に提供するサービスについては，「低福祉―低負担」とすべきである。	(ハ)	20	16.1%	(ハ)	5	10.4%	(ハ)	12	21.8%	(ハ)	37	16.3%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	1	1.8%	(ニ)	1	0.4%
【問11】 国民負担率に関する意識 わが国の，国・地方をあわせた国民負担割合は38.8％（平成23年度，国税，地方税，社会保障負担の合計額の対国民所得比）です。一般会計当初予算の歳入に占める国債の割合が50％に近づきつつある実状からすれば，国民の租税負担は引き上げざるを得ないものと思われます。国民負担率（租税負担率）については，どの程度までなら許容できますか。												
イ）60％程度までの負担はやむを得ない。	(イ)	6	4.8%	(イ)	1	2.1%	(イ)	3	5.5%	(イ)	10	4.4%
ロ）50％程度を限度とすべきである。	(ロ)	68	54.8%	(ロ)	29	60.4%	(ロ)	36	65.5%	(ロ)	133	58.6%
ハ）現状レベルを維持すべきである。	(ハ)	34	27.4%	(ハ)	13	27.1%	(ハ)	13	23.6%	(ハ)	60	26.4%
ニ）現状でも，負担レベルが高く，下げるべきである。	(ニ)	5	4.0%	(ニ)	1	2.1%	(ニ)	4	7.3%	(ニ)	10	4.4%
ホ）その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	7	5.6%	(ホ)	1	2.1%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	8	3.5%
【問12】 年金制度について 政府社会保障集中検討会議では，次のような新年金制度が提案されています。 ①現役時代にはじめる保険料に応じて給付を受ける「所得比例年金」と所得比例年金の額に応じて給付を受ける「最低保障年金」の組み合わせ，②全ての人に対し月額７万円以上の年金，③「所得比例年金」の給付財源は「保険料」，「最低保障年金」の財源は「税」。年金制度についてどのように考えますか（複数回答可）。												
イ）上記案に賛成である。	(イ)	12	9.7%	(イ)	4	8.3%	(イ)	9	16.4%	(イ)	25	11.0%
ロ）上記案では，将来の少子・超高齢化社会における人口構成から判断すると，実現困難である。	(ロ)	32	25.8%	(ロ)	11	22.9%	(ロ)	14	25.5%	(ロ)	57	25.1%
ハ）現行制度の基礎年金と報酬比例方式の２段階制度を維持すべきである。	(ハ)	22	17.7%	(ハ)	9	18.8%	(ハ)	8	14.5%	(ハ)	39	17.2%
ニ）最低保障年金は７万円が妥当である。	(ニ)	2	1.6%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	4	7.3%	(ニ)	6	2.6%
ホ）７万円が全額国庫負担方式では財源が困難であるので，支給額を引き下げるべきである。	(ホ)	8	6.5%	(ホ)	2	4.2%	(ホ)	9	16.4%	(ホ)	19	8.4%
ヘ）年金財源は基本は，社会保険方式であり，最低保障年金は全額国庫負担方式がよい。	(ヘ)	22	17.7%	(ヘ)	7	14.6%	(ヘ)	7	12.7%	(ヘ)	36	15.9%
ト）最低保障年金の半分が国庫負担方式でよい。	(ト)	4	3.2%	(ト)	1	2.1%	(ト)	2	3.6%	(ト)	7	3.1%
チ）現行の基礎年金方式で，全額国庫負担方式にすべきである。	(チ)	6	4.8%	(チ)	5	10.4%	(チ)	2	3.6%	(チ)	13	5.7%
リ）現行の基礎年金方式で二分の一国庫負担方式でよい。	(リ)	6	4.8%	(リ)	2	4.2%	(リ)	4	7.3%	(リ)	12	5.3%
	(ヌ)	36	29.0%	(ヌ)	13	27.1%	(ヌ)	21	38.2%	(ヌ)	70	30.8%
	(ル)	9	7.3%	(ル)	5	10.4%	(ル)	2	3.6%	(ル)	16	7.0%

ヌ）将来の日本の人口構成から判断して，年金制度は崩壊するので，給付額の引き下げ，給付開始年齢の引き上げ，保険料の引き上げ等思い切った制度改革を検討すべきである。												
ル）その他（具体的にご記入ください）												
2．税制全般												
政府における社会保障・税一体改革においては，社会保障改革の安定財源確保と財政健全化を同時に達成するため，消費税率を引き上げることを含め、所得、消費、資産にわたる税制全般の改革を実施していくこととされていますが，今後の税制改革に向けて，以下の設問にお答えください。												
⑴　税制改正へ向けての基本的視点												
【問13】　課税原則												
次の課税原則のうち，現行税制を踏まえ，今後最も重視すべき原則はどれでしょうか。												
イ）公平性の確保	㈠	84	67.7%	㈠	29	60.4%	㈠	36	65.5%	㈠	149	65.6%
ロ）中立性の確保	㈡	11	8.9%	㈡	7	14.6%	㈡	6	10.9%	㈡	24	10.6%
ハ）簡素性の確保	㈢	23	18.5%	㈢	8	16.7%	㈢	14	25.5%	㈢	45	19.8%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	㈣	3	2.4%	㈣	2	4.2%	㈣	0	0.0%	㈣	5	2.2%
【問14】　税制改革にあたって重要な視点												
税制改革に当り，課税原則に加え，特に重視すべき点はどのようなことですか（複数回答可）。												
イ）経済活力の強化	㈠	100	80.6%	㈠	43	89.6%	㈠	31	56.4%	㈠	174	76.7%
ロ）少子化対策	㈡	25	20.2%	㈡	6	12.5%	㈡	8	14.5%	㈡	39	17.2%
ハ）所得格差問題の是正（所得再分配効果の	㈢	19	15.3%	㈢	12	25.0%	㈢	15	27.3%	㈢	46	20.3%
回復）	㈣	27	21.8%	㈣	8	16.7%	㈣	11	20.0%	㈣	46	20.3%
ニ）世代間格差の是正	㈤	10	8.1%	㈤	5	10.4%	㈤	4	7.3%	㈤	19	8.4%
ホ）地域間格差の是正（地方間の税源偏在の	㈥	65	52.4%	㈥	32	66.7%	㈥	24	43.6%	㈥	121	53.3%
是正）	㈦	39	31.5%	㈦	13	27.1%	㈦	18	32.7%	㈦	70	30.8%
へ）安定的財源の確保	㈧	3	2.4%	㈧	1	2.1%	㈧	0	0.0%	㈧	4	1.8%
ト）国税と地方税の役割分担の明確化（含む，地方分権化）												
チ）その他（具体的にご記入ください）												
【問15】　税目別バランスと税制改正												
日本の課税状況（国税・地方税計）は，平成20年度（実績ベース）で，所得税課税が32.5%，法人税課税が22.3%，消費課税が29.3%，資産課税が15.8%という税目別の税収構造比率になっています。今後，税制改正を行うにあたり，日本の望ましい税目別税収構造をどのように考えますか。												
〈参考〉各国の税目別バランス												
（日　　本）												
所得33%，法人22%，消費29%，資産16%（平成20年度実績）												
（アメリカ）												
所得51%，法人９%，消費24%，資産16%（　〃　）												
（ドイツ）												
所得42%，法人８%，消費46%，資産４%（　〃　）												
（フランス）												
所得28%，法人11%，消費39%，資産22%（　〃　）												

（イギリス） 所得37％，法人12％，消費36％，資産14％ （　〃　）												
イ）消費税をより重視する（フランス型）	(イ)	49	39.5%	(イ)	19	39.6%	(イ)	18	32.7%	(イ)	86	37.9%
ロ）消費税，所得税をより重視する（ドイツ，イギリス型）	(ロ)	45	36.3%	(ロ)	21	43.8%	(ロ)	24	43.6%	(ロ)	90	39.6%
ハ）所得税をより重視する（米国型）	(ハ)	8	6.5%	(ハ)	1	2.1%	(ハ)	9	16.4%	(ハ)	18	7.9%
ニ）日本の現状維持	(ニ)	16	12.9%	(ニ)	3	6.3%	(ニ)	4	7.3%	(ニ)	23	10.1%
ホ）その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	2	1.6%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	1	1.8%	(ホ)	3	1.3%
Ⅱ．各税目												
1．消費税												
⑴　消費税の引き上げと使途について												
【問16】　消費税の引き上げの是非，引き上げ幅 政府の「社会保障・税一体改革成案」では，まずは2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国，地方）を10％まで引き上げていくことが掲げられています。消費税の引き上げの是非，また，上げる場合はどの程度の税率が妥当，もしくは容認可能であると考えますか。 〈参考〉 （10％）韓国，オーストラリア，インドネシア，（16％）イスラエル，メキシコ，（17％）中国，（18％）スペイン，トルコ，（19％）ドイツ，オランダ，（19.6％）フランス，（20％）イギリス，イタリア，オーストリア，（21％）ベルギー，（25％）デンマーク，スウェーデン，ノルウエー												
イ）現状維持（現行の５％から引き上げるべきではない）	(イ)	4	3.2%	(イ)	0	0.0%	(イ)	6	10.9%	(イ)	10	4.4%
ロ）５～７％	(ロ)	8	6.5%	(ロ)	3	6.3%	(ロ)	2	3.6%	(ロ)	13	5.7%
ハ）７～10％	(ハ)	34	27.4%	(ハ)	14	29.2%	(ハ)	20	36.4%	(ハ)	68	30.0%
ニ）10～15％	(ニ)	59	47.6%	(ニ)	19	39.6%	(ニ)	16	29.1%	(ニ)	94	41.4%
ホ）15～20％	(ホ)	11	8.9%	(ホ)	7	14.6%	(ホ)	11	20.0%	(ホ)	29	12.8%
ヘ）20～25％	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	0	0.0%
ト）その他	(ト)	5	4.0%	(ト)	1	2.1%	(ト)	1	1.8%	(ト)	7	3.1%
【問17】　消費税の引き上げ時期 将来に向けた安定財源の確保を消費税に求めるとしたら，消費税の引き上げの時期をどのように考えますか。 仕入れ税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求めるインボイス制度の導入についてどのように考えますか。												
イ）東日本大震災からの復興に目途がつくまで上げるべきではない。	(イ)	8	6.5%	(イ)	3	6.3%	(イ)	5	9.1%	(イ)	16	7.0%
ロ）歳出改革を徹底的にやることが先決であり，歳出における「無駄」がなくなるまでは引き上げるべきではない。	(ロ)	21	16.9%	(ロ)	4	8.3%	(ロ)	5	9.1%	(ロ)	30	13.2%
ハ）経済が一定の水準まで回復し，安定するまで引き上げには慎重であるべき。	(ハ)	9	7.3%	(ハ)	3	6.3%	(ハ)	6	10.9%	(ハ)	18	7.9%
ニ）経済の回復が確認できれば，景気に配慮しながら，数年間に渡って徐々に引き上げる。	(ニ)	33	26.6%	(ニ)	16	33.3%	(ニ)	10	18.2%	(ニ)	59	26.0%
ホ）経済の回復が確認できれば早急に引き上げる。	(ホ)	16	12.9%	(ホ)	7	14.6%	(ホ)	8	14.5%	(ホ)	31	13.7%
ヘ）財政は危機的状況にあることから，速やかに引き上げる。	(ヘ)	13	10.5%	(ヘ)	3	6.3%	(ヘ)	10	18.2%	(ヘ)	26	11.5%
ト）大震災による財政支出が大幅に増加する	(ト)	17	13.7%	(ト)	7	14.6%	(ト)	10	18.2%	(ト)	34	15.0%
	(チ)	2	1.6%	(チ)	1	2.1%	(チ)	2	3.6%	(チ)	5	2.2%

と見込まれることから国の信頼が確保され，財政の健全化への動きを明確にするため，早急に消費税率を引き上げ，国民に安心と安定感を与えなければならない。 チ）その他（具体的にご記入ください）												
【問18】 使途及び目的税化 消費税の使途を年金，医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に限定することをどのように考えますか。 イ）社会保障以外の歳出増大を抑制するためにも，使途は限定すべき。 ロ）消費税の増税を国民に理解してもらうためには，目的税化はやむを得ない。 ハ）税の基本からすれば一般税であることが望ましく，使途の硬直化に繋がる危惧があり反対である。 ニ）その他（具体的にご記入ください）	㈠ ㈡ ㈢ ㈣	28 43 47 1	22.6% 34.7% 37.9% 0.8%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣	9 18 17 0	18.8% 37.5% 35.4% 0.0%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣	10 19 26 1	18.2% 34.5% 47.3% 1.8%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣	47 80 90 2	20.7% 35.2% 39.6% 0.9%
⑵ 逆進性対策 **【問19】 逆進性対策** 消費税の逆進性対策についてどのように考えますか。 イ）とくに逆進性対策を講じる必要はない。 ロ）消費税率が10%を超える負担となる場合には，逆進性対策を行う必要がある。 ハ）税率10%を下回る場合でも，逆進性対策を講じるべき。 ニ）その他（具体的にご記入ください）	㈠ ㈡ ㈢ ㈣	29 65 22 3	23.4% 52.4% 17.7% 2.4%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣	8 27 7 2	16.7% 56.3% 14.6% 4.2%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣	17 33 6 0	30.9% 60.0% 10.9% 0.0%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣	54 125 35 5	23.8% 55.1% 15.4% 2.2%
【問20】 逆進性対策として適当な方法 逆進性対策を行うとすれば，どのような方法が適当と思われますか（複数回答可）。 イ）生活必需品等に対しては，複数税率を導入すべきである。 ロ）社会保障における給付面での手当てを行うべきである。 ハ）給付付き税額控除を導入すべきである。 ニ）税率10%を上回る場合にはイ）ロ）ハ）を併用すべきである。 ホ）その他（具体的にご記入ください）	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤	49 32 39 14 7	39.5% 25.8% 31.5% 11.3% 5.6%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤	16 10 17 5 4	33.3% 20.8% 35.4% 10.4% 8.3%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤	15 19 18 5 2	27.3% 34.5% 32.7% 9.1% 3.6%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤	80 61 74 24 13	35.2% 26.9% 32.6% 10.6% 5.7%
⑶ インボイス制度 **【問21】 インボイス制度の導入について** 仕入れ税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求めるインボイス制度の導入についてどのように考えますか。 イ）複数税率となる場合以外には，導入すべきでない。 ロ）税率が二桁（10%超）になる場合には，導入すべきである。 ハ）現行税率を引上げる場合に，その引き上げ幅にかかわらず，導入すべきである。 ニ）複数税率となっても，導入すべきではない。 ホ）その他（具体的にご記入ください）	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤	51 13 25 25 7	41.1% 10.5% 20.2% 20.2% 5.6%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤	22 9 5 6 4	45.8% 18.8% 10.4% 12.5% 8.3%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤	13 13 18 11 1	23.6% 23.6% 32.7% 20.0% 1.8%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤	86 35 48 42 12	37.9% 15.4% 21.1% 18.5% 5.3%
2．法人税												
⑴ 法人実効税率と課税ベース 税制抜本改革の基本的方向として法人課税については，企業の国際的競争力の維持・向上，国内への立地の確保・促進，雇用と国内投資の拡大を図る観点から，国際的な協調や主要国との競争条件等にも留意しつ												

つ，課税ベースの拡大等と併せ，法人実効税率の引き下げを行うこととされています。なお，平成23年度税制改正案では，法人実効税率の引き下げと合わせて課税ベースの拡大を行うこととされています（未成立）。これに関連して質問します。												
【問22】 法人実効税率の企業行動への影響 わが国の法人実効税率は，下記のように諸外国と比較して高い状況にありますが，諸外国との税率に差異がある場合に，企業行動にどのような影響を与えますか（複数回答可）。 〈参考〉法人の実効税率（2011.1現在）： 日本40.7％（国税＋地方税），アメリカ40.8%，フランス33.3%，ドイツ29.4%，イギリス28.0%，中国25.0%，韓国24.2% ㈱ 日本の法人実効税率は，法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した上で,「法人税」「法人住民税」「法人事業税」「地方法人特別税」の税率を合計したものであり，資本金１億円超の法人の税率である。												
イ）日本の法人実効税率の高さは，日本企業の配当，財務体質，株価ひいては「企業価値」に影響を与え，企業活力を弱める原因となっている。	㈠	70	56.5%	㈠	29	60.4%	㈠	15	27.3%	㈠	114	50.2%
ロ）国際的に見て法人実効税率が高くなっていることが，国際競争力，とくにアジア諸国との競争を厳しいものとしている。	㈡	84	67.7%	㈡	31	64.6%	㈡	31	56.4%	㈡	146	64.3%
ハ）本社機能や生産拠点を海外に移転する計画がある場合には，法人実効税率の高さが判断の重要な要素の一つである。	㈢	40	32.3%	㈢	14	29.2%	㈢	14	25.5%	㈢	68	30.0%
ニ）外国企業が日本に進出するに当たっては，日本の法人実効税率の高さは日本への投資の障害の一つの要素となっている。	㈣	52	41.9%	㈣	17	35.4%	㈣	17	30.9%	㈣	86	37.9%
ホ）企業行動においては，法人実効税率の高さは判断要素の一部に入るが，市場開発，需要サイド，製品の品質等の供給サイド等多くの要素からの総合的な判断によっており，大きな障害はない。	㈤	7	5.6%	㈤	2	4.2%	㈤	14	25.5%	㈤	23	10.1%
へ）その他（具体的にご記入ください）	㈥	2	1.6%	㈥	2	4.2%	㈥	2	3.6%	㈥	6	2.6%
【問23】 法人税の企業への影響の変化 ここ数年において（10年前と比較して），企業行動における，法人税の影響は高まったと感じますか。												
イ）影響が高まっている。	㈠	89	71.8%	㈠	33	68.8%	㈠	31	56.4%	㈠	153	67.4%
ロ）影響に変化はない。	㈡	29	23.4%	㈡	10	20.8%	㈡	22	40.0%	㈡	61	26.9%
ハ）影響が低下している。	㈢	0	0.0%	㈢	0	0.0%	㈢	2	3.6%	㈢	2	0.9%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	㈣	1	0.8%	㈣	1	2.1%	㈣	0	0.0%	㈣	2	0.9%
【問24】 企業行動における法人税の影響が高まった要因 企業行動における，法人税の影響が高まったとお答えになった方に伺います。影響が高まった要因は以下のどれですか（複数回答可）。												
イ）海外（輸出先，海外拠点等）の国での法人税減税により日本との法人税の格差が拡大。	㈠	80	64.5%	㈠	30	62.5%	㈠	28	50.9%	㈠	138	60.8%
ロ）売上（含む原料調達）における，海外比	㈡	19	15.3%	㈡	5	10.4%	㈡	12	21.8%	㈡	36	15.9%
	㈢	4	3.2%	㈢	1	2.1%	㈢	4	7.3%	㈢	9	4.0%
	㈣	25	20.2%	㈣	6	12.5%	㈣	7	12.7%	㈣	38	16.7%

率の高まり。 ハ）海外の株主比率の高まり。 ニ）企業評価が，経常利益から税引後利益に変化。 ホ）その他（具体的にご記入ください）	㈱	1	0.8%	㈱	1	2.1%	㈱	3	5.5%	㈱	5	2.2%
【問25】 法人実効税率の水準について 平成23年度税制改正大綱において，国内企業の国際競争力強化と外資系企業の立地を促進し，雇用と国内投資を拡大する必要から新成長戦略の一環として，課税ベースの拡大等とあわせて，法人実効税率を５％引き下げることとされました（未成立）。日本の法人実効税率を軽減することについてどのように考えますか（複数回答可）。												
イ）主要アジア諸国との国際競争の調和が取れる水準まで15％程度引き下げるべきである。	㈠ ㈡ ㈢	32 36 46	25.8% 29.0% 37.1%	㈠ ㈡ ㈢	16 12 18	33.3% 25.0% 37.5%	㈠ ㈡ ㈢	9 11 19	16.4% 20.0% 34.5%	㈠ ㈡ ㈢	57 59 83	25.1% 26.0% 36.6%
ロ）欧州諸国との国際競争の調和が取れる水準まで10％程度引き下げるべきである。	㈣ ㈤	6 13	4.8% 10.5%	㈣ ㈤	1 3	2.1% 6.3%	㈣ ㈤	10 9	18.2% 16.4%	㈣ ㈤	17 25	7.5% 11.0%
ハ）法人実効税率を法案どおり５％引き下げるべきである。 ニ）社会保険料を含めると先進国の中では，税率は必ずしも高くなく，現行水準でよい。 ホ）財政状況や大震災復興のために莫大な財源が必要となることを考えると，暫定的に法人実効税率を引き上げてもよい。 へ）その他（具体的にご記入ください）	㈥	5	4.0%	㈥	2	4.2%	㈥	1	1.8%	㈥	8	3.5%
【問26】 課税ベースの拡大 平成23年度税制改正大綱においては，法人税率の引き下げに合わせて，課税ベースの拡大を行うこととされ，具体的には，特別償却や準備金の廃止や一部縮減，減価償却の見直しや大法人の欠損金の繰越控除の一部制限等の措置が上げられます（いずれも未成立）。どのように考えますか（複数回答可）。												
イ）わが国は，海外と比較して政策減税の割合は少なく，成長分野の育成のためには，もっと積極的に政策減税を行なうべきであり，逆に課税ベースが狭くなることもやむを得ない。	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤	19 50 20 38 9	15.3% 40.3% 16.1% 30.6% 7.3%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤	6 19 7 17 1	12.5% 39.6% 14.6% 35.4% 2.1%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤	9 10 19 29 6	16.4% 18.2% 34.5% 52.7% 10.9%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤	34 79 46 84 16	15.0% 34.8% 20.3% 37.0% 7.0%
ロ）過去の改正時に，課税ベースの拡大を実施してきた結果，諸外国に比しても課税ベースは狭くなく，国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば，課税ベースを拡大するべきではない。 ハ）税率を国際水準並みに引き下げる場合には，財政状況も鑑み，思い切って課税ベースを広げることもやむを得ない。 ニ）租税特別措置等の政策税制は，研究開発税制，グリーン化税制等の政策効果の高いものは本則化，他は廃止することにより適正化し，一部課税ベースを広げる。 ホ）租税特別措置によるメリットは，特定の業界に片寄っているため課税の公平原則に反するため，法人実効税率を下げるに際して，廃止すべきである。 へ）その他（具体的にご記入ください）	㈥	4	3.2%	㈥	1	2.1%	㈥	3	5.5%	㈥	8	3.5%
【問27】 研究開発支援税制												

世界的には，研究開発投資促進税制を拡充する動きが続いており，経済活力の基盤として研究開発投資は重要であります。一方，わが国の厳しい財政状況から法人実効税率の引き下げを行なう場合には，研究開発支援税制も含めて見直しをすべきであるとの考え方がありますが，どのようにお考えですか（複数回答可）。												
イ）研究開発支援税制は，我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので，短期の時限措置ではなく，本則化し恒久的な税制とすべきである。	㈠	64	51.6%	㈠	27	56.3%	㈠	22	40.0%	㈠	113	49.8%
	㈡	50	40.3%	㈡	19	39.6%	㈡	29	52.7%	㈡	98	43.2%
	㈢	3	2.4%	㈢	0	0.0%	㈢	7	12.7%	㈢	10	4.4%
	㈣	20	16.1%	㈣	6	12.5%	㈣	6	10.9%	㈣	32	14.1%
ロ）研究開発支援税制は，我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な制度であり，継続すべきである。	㈤	0	0.0%	㈤	0	0.0%	㈤	0	0.0%	㈤	0	0.0%
ハ）研究開発税支援税制によるメリットは特定の業種に偏っているため課税の公平原則に反するから廃止すべきである。												
ニ）研究開発支援税制の拡充よりも法人実効税率を引き下げるべきである。												
ホ）その他（具体的にご記入ください）												
【問28】　研究開発支援税制の具体的措置												
研究開発促進税制に関する具体的な措置についてどのように考えますか（複数回答可）。 ㈱ 試験研究費の総額にかかる税額控除の10％上乗せ措置（措法42の４の２）は平成24年３月31日まで１年間延長され，試験研究費の増加額等に係る税額控除の上乗せ措置（措法42の４⑨）は平成24年３月31日までに開始する事業年度に適用されます。												
イ）いわゆる総額型（試験研究費の総額に対する税額控除）について，法人税控除限度額を時限措置として20％から30％に引き上げられているが，この30％の法人税額控除限度額を恒久措置にすべきである。	㈠	78	62.9%	㈠	29	60.4%	㈠	22	40.0%	㈠	129	56.8%
	㈡	42	33.9%	㈡	12	25.0%	㈡	15	27.3%	㈡	69	30.4%
	㈢	29	23.4%	㈢	8	16.7%	㈢	10	18.2%	㈢	47	20.7%
	㈣	22	17.7%	㈣	7	14.6%	㈣	15	27.3%	㈣	44	19.4%
	㈤	5	4.0%	㈤	5	10.4%	㈤	3	5.5%	㈤	13	5.7%
ロ）いわゆる増加型（試験研究費の増加額に対する税額控除）について期限の延長を図るべきである。												
ハ）いわゆる高水準型（売上高の10％を超える試験研究費に対する税額控除）について期限の延長を図るべきである。												
ニ）新たにリスクの高い非連続型研究開発に対する研究開発を促進する税制措置を取るべきである。												
ホ）その他（具体的にご記入ください）												
【問29】　法人実効税率の軽減の際の税収規模												
日本の法人実効税の税率を引き下げる場合に，その税収規模の確保策についてどのように考えますか。												
イ）現在の財政状況を考えれば，税率引き下げは，法人税の課税ベースの拡大によって，法人税収の維持を図るべきである。	㈠	14	11.3%	㈠	6	12.5%	㈠	14	25.5%	㈠	34	15.0%
	㈡	55	44.4%	㈡	16	33.3%	㈡	19	34.5%	㈡	90	39.6%
	㈢	52	41.9%	㈢	22	45.8%	㈢	21	38.2%	㈢	95	41.9%
ロ）法人税率の減等も含めた成長戦略による投資の増，成長によって税収は増加するため，税率引き下げ分に対する短期的な税収財源の補填（税収規模に対する中立性）に拘る必要はない。	㈣	1	0.8%	㈣	1	2.1%	㈣	0	0.0%	㈣	2	0.9%

ハ）日本の税収構造は法人税に偏っていることから，法人の法定実効税率引き下げによる法人税収の減少は，税制全体の中でカバーされるべきである												
ニ）その他（具体的にご記入ください）												
【問30】 法人実効税率の軽減時期												
日本の法人実効性率を引き下げるとしたら時期についてどのように考えますか。												
イ）将来的には税率を引き下げるべきであるが，東日本大震災の復興に財源が必要であることや財政の状況を考えると，消費税の増税等の安定財源の確保等の環境が整うまでの間は，維持することもやむをえない。	㈠	40	32.3%	㈠	6	12.5%	㈠	16	29.1%	㈠	62	27.3%
	㈡	43	34.7%	㈡	20	41.7%	㈡	17	30.9%	㈡	80	35.2%
	㈢	32	25.8%	㈢	16	33.3%	㈢	20	36.4%	㈢	68	30.0%
	㈣	6	4.8%	㈣	3	6.3%	㈣	1	1.8%	㈣	10	4.4%
ロ）抜本的税制改正の中に税率の軽減策を織り込み，スケジュール化を図るべきである。												
ハ）世界経済は非常に早いスピードで動いており，抜本税制や消費税の動向に振り回されることなく，法人税単独でも速やかに税率を引き下げるべきである。												
ニ）その他（具体的にご記入ください）												
⑵ 法人関連税制												
【問31】 法人関連税制における改正												
グローバル化の急速な展開のもとで既存の税制（税率を除く）について不断の点検・見直しを行っていく必要がありますが，現在最も見直すべきものはどれでしょうか（複数回答可）。												
イ）連結納税	㈠	38	30.6%	㈠	17	35.4%	㈠	17	30.9%	㈠	72	31.7%
ロ）組織再編税制	㈡	11	8.9%	㈡	2	4.2%	㈡	10	18.2%	㈡	23	10.1%
ハ）100％グループ税制	㈢	17	13.7%	㈢	4	8.3%	㈢	13	23.6%	㈢	34	15.0%
ニ）受取配当の益金不算入割合	㈣	67	54.0%	㈣	28	58.3%	㈣	11	20.0%	㈣	106	46.7%
ホ）欠損金の繰越・繰戻	㈤	51	41.1%	㈤	22	45.8%	㈤	16	29.1%	㈤	89	39.2%
ヘ）総合主義から帰属主義への見直し	㈥	5	4.0%	㈥	0	0.0%	㈥	10	18.2%	㈥	15	6.6%
ト）移転価格税制	㈦	39	31.5%	㈦	16	33.3%	㈦	13	23.6%	㈦	68	30.0%
チ）外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）	㈧	34	27.4%	㈧	12	25.0%	㈧	4	7.3%	㈧	50	22.0%
	㈨	19	15.3%	㈨	7	14.6%	㈨	9	16.4%	㈨	35	15.4%
リ）国際的組織再編税制	㈩	6	4.8%	㈩	2	4.2%	㈩	3	5.5%	㈩	11	4.8%
ヌ）その他（具体的にご記入ください）												
1）連結納税制度												
【問32】 連結納税制度の改正												
各企業の連結グループをベースとした運営が強化される中で，連結納税制度について最も優先度の高い改正項目はどれでしょうか（複数回答可）。												
イ）連結子会社の連結前欠損金の持込制限の廃止	㈠	72	58.1%	㈠	31	64.6%	㈠	24	43.6%	㈠	127	55.9%
	㈡	67	54.0%	㈡	25	52.1%	㈡	18	32.7%	㈡	110	48.5%
ロ）適用開始・加入時における資産の時価評価の除外要件の緩和	㈢	6	4.8%	㈢	2	4.2%	㈢	2	3.6%	㈢	10	4.4%
	㈣	5	4.0%	㈣	1	2.1%	㈣	5	9.1%	㈣	11	4.8%
ハ）資産の譲渡に係る特別控除額の引き上げ	㈤	57	46.0%	㈤	22	45.8%	㈤	12	21.8%	㈤	91	40.1%
ニ）投資修正適用範囲の見直し	㈥	16	12.9%	㈥	3	6.3%	㈥	6	10.9%	㈥	25	11.0%
ホ）法人事業税，法人住民税への導入	㈦	9	7.3%	㈦	5	10.4%	㈦	1	1.8%	㈦	15	6.6%
ヘ）連結納税制度の取りやめ承認												
ト）その他（具体的にご記入下さい）												
2）受取配当の益金不算入割合												
【問33】 受取配当の益金不算入割合												
受取配当の益金不算入制度について最も優先度の高い改正項目はどれでしょうか。												
イ）受取配当の益金不算入割合を100％とするべきである	㈠	69	55.6%	㈠	31	64.6%	㈠	25	45.5%	㈠	125	55.1%
	㈡	19	15.3%	㈡	8	16.7%	㈡	16	29.1%	㈡	43	18.9%

ロ）関係法人株式等以外の株式等（持株比率25％未満）からの受取配当についての益金不算入割合（現行50％）を引上げるべきである。	(ハ)	27	21.8%	(ハ)	9	18.8%	(ハ)	11	20.0%	(ハ)	47	20.7%
	(ニ)	4	3.2%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	2	3.6%	(ニ)	6	2.6%
ハ）受取配当に係る負債利子控除は廃止すべきである。												
ニ）その他（具体的にご記入ください）												
3）国際課税												
【問34】　租税条約												
近年，租税条約について，多数の条約の改定や租税協定が締結されるなど国際的な税務当局間のネットワークの拡充が進展しています。租税条約について，優先度の高い改善はどれでしょうか（複数回答可）。												
イ）投資交流の活発化が見込まれる国々との租税条約の締結，改正の一層促進	(イ)	48	38.7%	(イ)	18	37.5%	(イ)	27	49.1%	(イ)	93	41.0%
	(ロ)	59	47.6%	(ロ)	19	39.6%	(ロ)	21	38.2%	(ロ)	99	43.6%
ロ）移転価格税制の適用による二重課税の解消を図るため，租税条約の締結，改正の一層の促進	(ハ)	43	34.7%	(ハ)	16	33.3%	(ハ)	17	30.9%	(ハ)	76	33.5%
	(ニ)	60	48.4%	(ニ)	19	39.6%	(ニ)	23	41.8%	(ニ)	102	44.9%
	(ホ)	36	29.0%	(ホ)	19	39.6%	(ホ)	9	16.4%	(ホ)	64	28.2%
ハ）日米，日英等の租税条約では，源泉税免除を行っているので，欧州諸国との源泉税の免除等の促進	(ヘ)	25	20.2%	(ヘ)	5	10.4%	(ヘ)	10	18.2%	(ヘ)	40	17.6%
	(ト)	2	1.6%	(ト)	0	0.0%	(ト)	8	14.5%	(ト)	10	4.4%
	(チ)	27	21.8%	(チ)	9	18.8%	(チ)	10	18.2%	(チ)	46	20.3%
ニ）アジア地域の投資促進のため，アジア諸国との源泉税の免除等の促進	(リ)	5	4.0%	(リ)	3	6.3%	(リ)	1	1.8%	(リ)	9	4.0%
ホ）外国子会社配当益金不算入制度を促進するため，受取配当にかかる源泉税の引き下げ等												
ヘ）各国との租税条約に仲裁制度を取り入れる。												
ト）租税条約に徴収共助制度を取り入れる。												
チ）租税条約の適用手続きの簡素化												
リ）その他（具体的にご記入ください）												
【問35】　移転価格税制												
平成23年度税制改正で，OECDにおける移転価格ガイドラインの改正に伴い，独立企業間価格の算定方法の適用順位の見直しや独立企業間価格幅の取扱の明確化など大幅に改正されました。移転価格税制について，優先度の高い改善はどれでしょうか（複数回答可）。												
イ）経済実態を踏まえたガイドライン等の充実	(イ)	64	51.6%	(イ)	24	50.0%	(イ)	22	40.0%	(イ)	110	48.5%
	(ロ)	37	29.8%	(ロ)	14	29.2%	(ロ)	29	52.7%	(ロ)	80	35.2%
ロ）事前確認制度，事前相談体制の強化	(ハ)	37	29.8%	(ハ)	12	25.0%	(ハ)	16	29.1%	(ハ)	65	28.6%
ハ）相互協議の円滑な推進	(ニ)	57	46.0%	(ニ)	16	33.3%	(ニ)	23	41.8%	(ニ)	96	42.3%
ニ）価格算定文書の明確化について，企業の負荷が軽減されるように，効果的な資料を公表すべきである。	(ホ)	45	36.3%	(ホ)	14	29.2%	(ホ)	14	25.5%	(ホ)	73	32.2%
	(ヘ)	21	16.9%	(ヘ)	2	4.2%	(ヘ)	12	21.8%	(ヘ)	35	15.4%
	(ト)	6	4.8%	(ト)	3	6.3%	(ト)	0	0.0%	(ト)	9	4.0%
ホ）独立企業間価格幅の取扱の明確化，透明化												
ヘ）シークレットコンパラブルに対する開示手続きを定めること												
ト）その他（具体的にご記入ください）												
【問36】　外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）												
外国子会社合算税制（タックスヘイブン税制）は，平成22年度税制改正で大幅に改正されましたが，今後更に改正すべき項目はどれでしょうか（複数回答可）。												
イ）軽課国の判定基準の20％未満に引き下げ。	(イ)	44	35.5%	(イ)	19	39.6%	(イ)	18	32.7%	(イ)	81	35.7%

ロ）外国関係会社の所得に課される税の負担が20％以下であるかどうかを個別に判定する事務負担が大きいため，軽課国を直接指定する制度を設けるべきである。	(ロ)	51	41.1%	(ロ)	16	33.3%	(ロ)	21	38.2%	(ロ)	88	38.8%
	(ハ)	23	18.5%	(ハ)	7	14.6%	(ハ)	14	25.5%	(ハ)	44	19.4%
	(ニ)	45	36.3%	(ニ)	13	27.1%	(ニ)	14	25.5%	(ニ)	72	31.7%
	(ホ)	24	19.4%	(ホ)	10	20.8%	(ホ)	2	3.6%	(ホ)	36	15.9%
ハ）外国関係会社の所得に課される税の負担割合の算定上，一定の非課税所得の範囲を明確化すべきである。	(ヘ)	22	17.7%	(ヘ)	9	18.8%	(ヘ)	8	14.5%	(ヘ)	39	17.2%
	(ト)	27	21.8%	(ト)	7	14.6%	(ト)	11	20.0%	(ト)	45	19.8%
	(チ)	19	15.3%	(チ)	3	6.3%	(チ)	12	21.8%	(チ)	34	15.0%
ニ）現行では，外国子会社の留保利益のみを合算しているが，損失についても通算を認めるべきである。	(リ)	6	4.8%	(リ)	4	8.3%	(リ)	0	0.0%	(リ)	10	4.4%
ホ）適用除外子会社の要件である非関連者基準（現行非関連者との取引が50％以上）を緩和すべきである。												
へ）地域統括会社の適用除外基準を緩和すべきである。												
ト）事業判定の基準を明確にすべきである。												
チ）資産性所得の合算課税の対象を明確化すべきである。												
リ）その他（具体的にご記入ください）												
4）企業会計と税務会計の乖離												
【問37】　企業会計と法人税法との乖離												
企業会計の国際会計基準への移行に伴い企業会計と法人税法上の取り扱いとの乖離が問題とされていますが，次の項目のうち乖離が大きくなると思われるのはどの項目と考えますか（複数回答可）。												
イ）棚卸資産	(イ)	20	16.1%	(イ)	7	14.6%	(イ)	9	16.4%	(イ)	36	15.9%
ロ）収益認識基準	(ロ)	51	41.1%	(ロ)	19	39.6%	(ロ)	17	30.9%	(ロ)	87	38.3%
ハ）リース取引	(ハ)	16	12.9%	(ハ)	2	4.2%	(ハ)	5	9.1%	(ハ)	23	10.1%
ニ）工事契約	(ニ)	9	7.3%	(ニ)	4	8.3%	(ニ)	2	3.6%	(ニ)	15	6.6%
ホ）有形固定資産	(ホ)	81	65.3%	(ホ)	34	70.8%	(ホ)	10	18.2%	(ホ)	125	55.1%
へ）資産の減損	(ヘ)	40	32.3%	(ヘ)	16	33.3%	(ヘ)	27	49.1%	(ヘ)	83	36.6%
ト）無形資産	(ト)	39	31.5%	(ト)	12	25.0%	(ト)	6	10.9%	(ト)	57	25.1%
チ）金融商品	(チ)	22	17.7%	(チ)	12	25.0%	(チ)	8	14.5%	(チ)	42	18.5%
リ）関連会社投資，投資不動産	(リ)	7	5.6%	(リ)	1	2.1%	(リ)	7	12.7%	(リ)	15	6.6%
ヌ）退職給付	(ヌ)	20	16.1%	(ヌ)	5	10.4%	(ヌ)	21	38.2%	(ヌ)	46	20.3%
ル）引当金，偶発債務，偶発資産	(ル)	28	22.6%	(ル)	11	22.9%	(ル)	17	30.9%	(ル)	56	24.7%
ヲ）企業結合	(ヲ)	8	6.5%	(ヲ)	4	8.3%	(ヲ)	2	3.6%	(ヲ)	14	6.2%
ワ）負債と資本との区分	(ワ)	5	4.0%	(ワ)	2	4.2%	(ワ)	12	21.8%	(ワ)	19	8.4%
カ）非上場企業会計	(カ)	4	3.2%	(カ)	2	4.2%	(カ)	3	5.5%	(カ)	9	4.0%
【問38】　確定決算主義												
確定決算主義との関連についてどのように考えますか。												
イ）企業会計と税務会計の乖離が拡大し，事務処理が一層煩雑になっていることから，確定決算主義は廃止すべきである。	(イ)	17	13.7%	(イ)	6	12.5%	(イ)	4	7.3%	(イ)	27	11.9%
	(ロ)	23	18.5%	(ロ)	12	25.0%	(ロ)	23	41.8%	(ロ)	58	25.6%
	(ハ)	79	63.7%	(ハ)	28	58.3%	(ハ)	28	50.9%	(ハ)	135	59.5%
ロ）所得計算の妥当性を確保する等の観点から，確定決算主義は維持すべきである。	(ニ)	1	0.8%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	1	0.4%
ハ）実務的に対応が困難な点については，損金経理要件をはずすなど確定決算主義の調整を行うべきである。												
ニ）その他（具体的にご記入下さい）												
5）税制の予測可能性												
【問39】　租税制度と実務との間の予測可能性												
租税制度の実務上の取り扱いにおいて，特に，不透明であったり，予測可能性に問題のある領域がありますか（複数回答可）。												
イ）100％グループ税制	(イ)	17	13.7%	(イ)	5	10.4%	(イ)	13	23.6%	(イ)	35	15.4%

ロ）国内組織再編税制	(ロ)	19	15.3%	(ロ)	3	6.3%	(ロ)	12	21.8%	(ロ)	34	15.0%
ハ）連結納税制度	(ハ)	8	6.5%	(ハ)	4	8.3%	(ハ)	7	12.7%	(ハ)	19	8.4%
ニ）事業体課税	(ニ)	11	8.9%	(ニ)	2	4.2%	(ニ)	14	25.5%	(ニ)	27	11.9%
ホ）欠損金の繰越・繰り戻し	(ホ)	3	2.4%	(ホ)	3	6.3%	(ホ)	1	1.8%	(ホ)	7	3.1%
ヘ）解散・清算の税務	(ヘ)	7	5.6%	(ヘ)	1	2.1%	(ヘ)	4	7.3%	(ヘ)	12	5.3%
ト）外国税額控除制度	(ト)	13	10.5%	(ト)	1	2.1%	(ト)	4	7.3%	(ト)	18	7.9%
チ）タックスヘイブン税制	(チ)	33	26.6%	(チ)	11	22.9%	(チ)	12	21.8%	(チ)	56	24.7%
リ）移転価格税制	(リ)	72	58.1%	(リ)	29	60.4%	(リ)	28	50.9%	(リ)	129	56.8%
ヌ）国際的な組織再編税制	(ヌ)	42	33.9%	(ヌ)	16	33.3%	(ヌ)	18	32.7%	(ヌ)	76	33.5%
ル）その他（具体的にご記入ください）	(ル)	8	6.5%	(ル)	4	8.3%	(ル)	0	0.0%	(ル)	12	5.3%
3．個人所得税												
(1) 税収調達機能と所得再配分機能												
【問40】 個人所得税と税収調達機能												
累次の減税によって所得税の税収調達能力が落ちていると言われています。所得税と税収調達についてどのようにお考えですか。												
イ）勤労意欲等の点を考慮すれば，更に減税を行なうべきである。	(イ)	15	12.1%	(イ)	3	6.3%	(イ)	9	16.4%	(イ)	27	11.9%
	(ロ)	7	5.6%	(ロ)	2	4.2%	(ロ)	4	7.3%	(ロ)	13	5.7%
ロ）低所得者については，さらなる減税が必要である。	(ハ)	51	41.1%	(ハ)	19	39.6%	(ハ)	14	25.5%	(ハ)	84	37.0%
	(ニ)	20	16.1%	(ニ)	13	27.1%	(ニ)	16	29.1%	(ニ)	49	21.6%
ハ）現状で妥当である。	(ホ)	8	6.5%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	12	21.8%	(ホ)	20	8.8%
ニ）税収調達機能を回復するためにも増税を実施すべきである。	(ヘ)	12	9.7%	(ヘ)	7	14.6%	(ヘ)	1	1.8%	(ヘ)	20	8.8%
ホ）中間層を含む中高所得層については，増税が必要である。												
ヘ）その他（具体的にご記入ください）												
【問41】 税率構造と適用ブラケット												
所得税の税収感応度や所得再分配機能に影響を及ぼす税率構造と適用ブラケットについてどのように考えますか（複数回答可）。												
イ）納税者の約８割が税率10％以下のブラケットとなっているため，ここに属する納税者の割合を縮小すべきである。	(イ)	58	46.8%	(イ)	24	50.0%	(イ)	30	54.5%	(イ)	112	49.3%
	(ロ)	10	8.1%	(ロ)	4	8.3%	(ロ)	12	21.8%	(ロ)	26	11.5%
	(ハ)	32	25.8%	(ハ)	6	12.5%	(ハ)	15	27.3%	(ハ)	53	23.3%
ロ）現行最高税率（40％）の適用所得額の下限を引下げるべきである。	(ニ)	20	16.1%	(ニ)	11	22.9%	(ニ)	9	16.4%	(ニ)	40	17.6%
	(ホ)	9	7.3%	(ホ)	6	12.5%	(ホ)	1	1.8%	(ホ)	16	7.0%
ハ）現行最高税率を引上げるべきである。												
ニ）税率構造等の現行制度は維持すべきである。												
ホ）その他（具体的にご記入ください）												
(2) 所得控除，税額控除等												
【問42】 給与所得控除のあり方												
給与所得控除には，「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の二つの性格を持つといわれています。次の給与所得控除のあり方についてどのように考えますか（複数回答可）。 （注）平成23年度税制改正大綱では，給与所得控除について，給与収入の３割程度控除されている一方，給与所得者の必要経費と指摘される支出は，給与収入の約６％との試算がある。このため，格差是正，所得再分配機能の回復の観点から，過大となっている控除の適正化するため，次のような見直しがされています（未成立）。①給与所得控除の上限設定，②役員給与所得に係る給与所得控除の見直し，③特定支出控除の見直し。												

イ）高額な収入のある役員給与については，金融資産等多額の資産を所有し一定額を超える場合には，給与所得控除は他の所得との負担の調整上減少させるべきである。	(イ)	36	29.0%	(イ)	11	22.9%	(イ)	14	25.5%	(イ)	61	26.9%
	(ロ)	26	21.0%	(ロ)	12	25.0%	(ロ)	26	47.3%	(ロ)	64	28.2%
	(ハ)	15	12.1%	(ハ)	10	20.8%	(ハ)	10	18.2%	(ハ)	35	15.4%
	(ニ)	68	54.8%	(ニ)	10	20.8%	(ニ)	6	10.9%	(ニ)	84	37.0%
ロ）給与所得控除は勤務費用（必要経費）に該当するので頭打ちの上限を設定すべきである。	(ホ)	19	15.3%	(ホ)	6	12.5%	(ホ)	14	25.5%	(ホ)	39	17.2%
	(ヘ)	6	4.8%	(ヘ)	2	4.2%	(ヘ)	3	5.5%	(ヘ)	11	4.8%
ハ）高額所得者の給与所得控除は現行のとおり，５％の比例的な控除を適用すべきである。												
ニ）現行の給与所得控除については，画一的に一律の控除を行う方式となっているが，雇用形態が多様化している実態に合わせて，給与所得控除の見直しをすべきである。												
ホ）特定支出控除を使いやすくするために，特定支出の範囲を拡大すべきである。												
ヘ）その他（具体的にご記入ください）												
【問43】　控除のあり方 所得控除をはじめとした各種の控除のあり方についてどのように考えますか（複数回答可）。												
イ）配偶者控除については，配偶者の就労の中立性阻害，夫婦単位での二重控除（配偶者控除と基礎控除）の問題を踏まえ，廃止を含めて見直しを行うべきである。	(イ)	27	21.8%	(イ)	15	31.3%	(イ)	15	27.3%	(イ)	57	25.1%
	(ロ)	36	29.0%	(ロ)	17	35.4%	(ロ)	24	43.6%	(ロ)	77	33.9%
	(ハ)	38	30.6%	(ハ)	16	33.3%	(ハ)	14	25.5%	(ハ)	68	30.0%
	(ニ)	45	36.3%	(ニ)	12	25.0%	(ニ)	15	27.3%	(ニ)	72	31.7%
ロ）特定扶養控除，老人扶養控除等様々な割増，加算措置や勤労学生控除等の特別な人的控除については，極力簡素化し，基本的には，家族に関する控除を基礎控除等に集約化すべきである。	(ホ)	53	42.7%	(ホ)	17	35.4%	(ホ)	23	41.8%	(ホ)	93	41.0%
	(ヘ)	16	12.9%	(ヘ)	8	16.7%	(ヘ)	18	32.7%	(ヘ)	42	18.5%
	(ト)	2	1.6%	(ト)	2	4.2%	(ト)	2	3.6%	(ト)	6	2.6%
ハ）子育て支援の観点からは，現行の扶養控除は，所得控除から税額控除（給付も含め）に改めるべきである。												
ニ）多額の資産を有する高齢者については，公的年金等控除は一定額を超える場合には，減少させるべきである。												
ホ）担税力のある高齢者については，公的年金等控除の上限を設けるべきである。												
ヘ）退職所得については，転職者とのバランス等を考慮して，勤続年数20年を境に１年当たりの退職所得控除額が急増する仕組みを改めるべきである。												
ト）その他（具体的にご記入ください）												
【問44】　給付付き税額控除 給付付き税額控除の導入をどのように考えますか（複数回答可）。 ㈱ 給付付き税額控除とは，給付と組み合わされた税額控除制度であって，課税最低限以下の低所得者に対して，税額控除できない分を給付するという仕組みであり，若年層を中心とした低所得者支援，子育て支援，就労支援，消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されています。												
イ）子育て等に配慮した低所得者支援等として導入するべきである。	(イ)	35	28.2%	(イ)	18	37.5%	(イ)	14	25.5%	(イ)	67	29.5%
	(ロ)	19	15.3%	(ロ)	12	25.0%	(ロ)	8	14.5%	(ロ)	39	17.2%
ロ）勤労意欲の向上や就労支援等として導入するべきである。	(ハ)	34	27.4%	(ハ)	17	35.4%	(ハ)	14	25.5%	(ハ)	65	28.6%
	(ニ)	32	25.8%	(ニ)	9	18.8%	(ニ)	15	27.3%	(ニ)	56	24.7%
ハ）消費税の税率引き上げによる逆進性への対応として，消費税給付返還の制度として	(ホ)	19	15.3%	(ホ)	7	14.6%	(ホ)	11	20.0%	(ホ)	37	16.3%
	(ヘ)	50	40.3%	(ヘ)	20	41.7%	(ヘ)	17	30.9%	(ヘ)	87	38.3%

導入すべきである。	(ト)	1	0.8%	(ト)	1	2.1%	(ト)	1	1.8%	(ト)	3	1.3%
ニ）所得に着目した給付は不公平な制度であり，所得や資産所有状況を考慮する必要があり，社会保障等の給付で対応すべきである。												
ホ）歳入と歳出を同時に組み込むこととなり，本来区分すべきものであり，好ましいものではない。												
へ）正当な受給者の確認が必要となることから，制度導入に当たっては，納税者番号制度等の導入が必要である。												
ト）その他（具体的にご記入ください）												
(3) 年末調整												
【問45】 年末調整のあり方												
給与所得者の年末調整のあり方についてどのように考えますか。												
イ）年末調整は廃止して，給与所得者が，自ら確定申告を行えるようにすべきである。	(イ)	18	14.5%	(イ)	5	10.4%	(イ)	12	21.8%	(イ)	35	15.4%
ロ）給与所得者については，年末調整と確定申告のいずれかを選択できるようにすべきである。	(ロ)	32	25.8%	(ロ)	9	18.8%	(ロ)	21	38.2%	(ロ)	62	27.3%
ハ）年末調整を含め現行制度は，維持すべきである。	(ハ)	64	51.6%	(ハ)	30	62.5%	(ハ)	23	41.8%	(ハ)	117	51.5%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	1	0.8%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	1	0.4%
(4) 社会保障・税に関わる番号制度												
【問46】 社会保障・税に関わる番号制度の導入												
現在，政府が検討している「社会保障・税に関わる番号制度」の導入についてどのように考えますか。												
イ）社会保障サービスの適正化や課税の公平性，効率性等のために整備すべきインフラであり，早期に導入すべきである。	(イ)	65	52.4%	(イ)	29	60.4%	(イ)	39	70.9%	(イ)	133	58.6%
ロ）制度の導入は望ましいが，セキュリテイーの確保に疑問があるので，慎重に検討の上，導入すべきである。	(ロ)	43	34.7%	(ロ)	12	25.0%	(ロ)	14	25.5%	(ロ)	69	30.4%
ハ）国民の財産等に関するプライバシーに対する国の過度な介入を許すことになるので，制度の導入に反対である。	(ハ)	7	5.6%	(ハ)	3	6.3%	(ハ)	3	5.5%	(ハ)	13	5.7%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	3	2.4%	(ニ)	2	4.2%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	5	2.2%
【問47】 社会保障・税に関わる番号制度の機能												
社会保障・税に関わる番号制度」を導入するとした場合には，どのような制度が望ましいと考えますか。												
イ）税務行政のみに利用すべきである。	(イ)	3	2.4%	(イ)	3	6.3%	(イ)	6	10.9%	(イ)	12	5.3%
ロ）社会保障サービスや給付とともに税務行政にも利用できるものとすべきである。	(ロ)	31	25.0%	(ロ)	12	25.0%	(ロ)	18	32.7%	(ロ)	61	26.9%
ハ）広く役所での各種行政手続に利用するとともに，社会保障サービス，給付や税務行政にも利用できるものとすべきである。	(ハ)	76	61.3%	(ハ)	28	58.3%	(ハ)	30	54.5%	(ハ)	134	59.0%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	7	5.6%	(ニ)	3	6.3%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	10	4.4%
(5) 金融所得課税の一元化												
平成23年度の税制改正大綱において「所得税については全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想であるが，金融資産の流動化や個人金融資産の有効活用による経済活性化の必要性に鑑み，可能なところから金融所得課税の一体化に向けた取組												

を進める」とされています。これについて，下記の設問にお答えください。												
【問48】 総合課税と金融所得課税の一元化												
金融所得に対する課税について，どのようにお考えですか。												
イ）金融所得についても全て所得を合算する総合課税が望ましく，金融所得課税の一元化は反対である。	(イ)	30	24.2%	(イ)	11	22.9%	(イ)	19	34.5%	(イ)	60	26.4%
	(ロ)	80	64.5%	(ロ)	32	66.7%	(ロ)	35	63.6%	(ロ)	147	64.8%
	(ハ)	4	3.2%	(ハ)	1	2.1%	(ハ)	2	3.6%	(ハ)	7	3.1%
ロ）資本の国際流動性を確保し，わが国金融・資本市場の競争力を強化し，経済の活性化を図るためには，金融所得課税の一元化を促進すべきである。												
ハ）その他（具体的にご記入ください）												
【問49】 軽減税率と金融所得課税の一元化												
平成26年から上場株式等に係る税率の20％本則課税が行なわれることとされていますが，どのように考えますか。												
イ）軽減措置は，厳しい金融経済情勢を踏まえれば適切な措置であるが，制度が複雑化することは金融取引の中立性を歪めることになるので，あくまで景気が回復するまでの一時的な措置とすべきである。	(イ)	32	25.8%	(イ)	14	29.2%	(イ)	14	25.5%	(イ)	60	26.4%
	(ロ)	42	33.9%	(ロ)	18	37.5%	(ロ)	13	23.6%	(ロ)	73	32.2%
	(ハ)	15	12.1%	(ハ)	5	10.4%	(ハ)	14	25.5%	(ハ)	34	15.0%
	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	3	5.5%	(ニ)	3	1.3%
	(ホ)	22	17.7%	(ホ)	7	14.6%	(ホ)	11	20.0%	(ホ)	40	17.6%
ロ）貯蓄から投資への方向を目指すべきであり，その効果が明確に現れるまでは，現在の軽減税率を平成26年以降も継続すべきである。	(ヘ)	1	0.8%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	1	0.4%
ハ）早期に本則課税（20％）に戻すべきである。												
ニ）上場株式等に係る税率を20％を上回る税率に引き上げるべきである。												
ホ）早期に金融所得課税の一元化を進めるべきである。												
へ）その他（具体的にご記入ください）												
4．相続税												
【問50】 相続税のあり方												
相続税は，平成23年度税制改正大綱において，格差是正・富の再配分の観点から，基礎控除を大幅に引き下げるとともに，最高税率の引き上げなど税率構造の見直しがなされています（未成立）。今後の相続税のあり方についてどのように考えますか（複数回答可）。												
イ）相続税は，基礎控除額を引き下げ，課税割合を高めるべきである。	(イ)	46	37.1%	(イ)	16	33.3%	(イ)	31	56.4%	(イ)	93	41.0%
	(ロ)	37	29.8%	(ロ)	18	37.5%	(ロ)	17	30.9%	(ロ)	72	31.7%
ロ）課税割合を高める必要はなく，基礎控除額も現行を維持すべきである。	(ハ)	13	10.5%	(ハ)	5	10.4%	(ハ)	9	16.4%	(ハ)	27	11.9%
	(ニ)	19	15.3%	(ニ)	7	14.6%	(ニ)	9	16.4%	(ニ)	35	15.4%
ハ）現行最高税率（50％）は，引き下げるべきである。	(ホ)	25	20.2%	(ホ)	11	22.9%	(ホ)	14	25.5%	(ホ)	50	22.0%
	(ヘ)	4	3.2%	(ヘ)	1	2.1%	(ヘ)	2	3.6%	(ヘ)	7	3.1%
ニ）現行最高税率は，引き上げるべきである。												
ホ）現行最高税率は，維持すべきである。												
へ）その他（具体的にご記入ください）												
【問51】 相続税の課税方式												
相続税の課税方式として，どの方式が望ましいと考えますか。												
イ）遺産課税方式 （遺産全体を課税物件として，例えば遺言執行者を納税者として課税する方式。アメリカ，イギリス適用）	(イ)	13	10.5%	(イ)	6	12.5%	(イ)	12	21.8%	(イ)	31	13.7%
	(ロ)	27	21.8%	(ロ)	14	29.2%	(ロ)	22	40.0%	(ロ)	63	27.8%
	(ハ)	67	54.0%	(ハ)	21	43.8%	(ハ)	22	40.0%	(ハ)	110	48.5%
ロ）遺産取得課税方式 （相続等により遺産を取得した者を納税義務者として，そのものが取得した遺産を課税物件として課税す	(ニ)	4	3.2%	(ニ)	1	2.1%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	5	2.2%

る方式。ドイツ，フランス適用） ハ）法定遺産課税取得方式 （現行方式，相続税の総額を法定相続人の数を法定相続分によって算出し，各人の取得財産額に応じて課税する方式） ニ）その他（具体的にご記入ください）												
【問52】 贈与税のあり方 贈与税は相続税の回避の防止する観点から，相続税を補完する役割があります。このため，贈与税の税率構造は厳しくなっていますが，贈与税のあり方について，どのように考えますか（複数回答可）。												
イ）高齢者が所有する資産を若い世代に移転させ，経済の活性化に活用すべきである。	(イ)	65	52.4%	(イ)	24	50.0%	(イ)	38	69.1%	(イ)	127	55.9%
ロ）事業承継が円滑に行われるように贈与税をさらに緩和すべきである。	(ロ)	29	23.4%	(ロ)	13	27.1%	(ロ)	15	27.3%	(ロ)	57	25.1%
ハ）相続時精算課税について，受贈者を孫まで拡大，贈与者を60歳以上に引き下げるなど適用要件を緩和すべきである。	(ハ)	22	17.7%	(ハ)	10	20.8%	(ハ)	14	25.5%	(ハ)	46	20.3%
ニ）相続税の補完税であるため，現状を維持すべきである。	(ニ)	28	22.6%	(ニ)	10	20.8%	(ニ)	11	20.0%	(ニ)	49	21.6%
ホ）その他（具体的にご記入ください）	(ホ)	3	2.4%	(ホ)	2	4.2%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	5	2.2%
5．地方税												
(1) 地方税のあり方 **【問53】地方税負担のあり方** 地方税の充実強化についてどのようにお考えですか。												
イ）地方税の充実強化は税源移譲によって行うべきである。	(イ)	82	66.1%	(イ)	29	60.4%	(イ)	24	43.6%	(イ)	135	59.5%
ロ）地方財政の状況を考えるなら，税源移譲とは別に，地方税の税負担増加を検討すべきである。	(ロ)	19	15.3%	(ロ)	11	22.9%	(ロ)	16	29.1%	(ロ)	46	20.3%
ハ）地方の行政を縮小してでも，現在の税負担は増やすべきではない。	(ハ)	12	9.7%	(ハ)	4	8.3%	(ハ)	14	25.5%	(ハ)	30	13.2%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	3	2.4%	(ニ)	0	0.0%	(ニ)	2	3.6%	(ニ)	5	2.2%
【問54】 地方税と国税（地方法人２税と地方消費税の税源交換） 地域間の財政力格差の問題の解決，安定的な財源確保の方法として，消費税の税率引き上げを前提として，地方法人２税を国税に移管し，その見返りとして地方消費税の拡充を行うなど税源の偏在性が小さく，税収が安定的な地方税体系を構築すべきであるとの意見があります。これについてどのように考えますか												
イ）賛成である。	(イ)	54	43.5%	(イ)	27	56.3%	(イ)	20	36.4%	(イ)	101	44.5%
ロ）反対である。	(ロ)	7	5.6%	(ロ)	0	0.0%	(ロ)	12	21.8%	(ロ)	19	8.4%
ハ）どちらともいえない。	(ハ)	52	41.9%	(ハ)	17	35.4%	(ハ)	22	40.0%	(ハ)	91	40.1%
ニ）その他（具体的にご記入ください）	(ニ)	4	3.2%	(ニ)	1	2.1%	(ニ)	1	1.8%	(ニ)	6	2.6%
【問55】 地方税のあり方 上記【問53，54】以外で地方税のあり方として賛成できるのはどれでしょうか（複数回答可）。												
イ）地方税は，受益と負担の連動を確保するため，一層応益原則を徹底すべきである。	(イ)	39	31.5%	(イ)	18	37.5%	(イ)	21	38.2%	(イ)	78	34.4%
ロ）法人住民税，法人事業税，固定資産税，都市計画税，事業所税等の法人負担は応益負担としては，高い水準にあるので見直すべきである。	(ロ)	43	34.7%	(ロ)	22	45.8%	(ロ)	6	10.9%	(ロ)	71	31.3%
	(ハ)	87	70.2%	(ハ)	26	54.2%	(ハ)	33	60.0%	(ハ)	146	64.3%
	(ニ)	13	10.5%	(ニ)	6	12.5%	(ニ)	9	16.4%	(ニ)	28	12.3%
	(ホ)	38	30.6%	(ホ)	14	29.2%	(ホ)	7	12.7%	(ホ)	59	26.0%
	(ヘ)	2	1.6%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	2	0.9%

ハ）法人住民税，法人事業税，固定資産税，都市計画税，事業所税等の税目が多いため，整理統合を行うべきである。 ニ）個人住民税（均等割）をはじめとして個人課税のウエイトは低いので見直すべきである。 ホ）超過課税，法定外税は見直すべきである。 へ）その他（具体的にご記入ください）												
⑵　個人住民税 **【問56】　個人住民税** 個人住民税のあり方についてどのように考えますか（複数回答可）。 イ）応益原則の強化から，均等割（市町村民税：年３千円，道府県民税：年１千円）については，引き上げるべきである。 ロ）所得割の課税最低限，均等割の非課税限度額の引き下げを行うべきである。 ハ）個人住民税を引き上げる際，低所得者対策として，給付や給付付税額控除等での対応をセットで考えるべきである。 ニ）現行制度を維持するべきである。 ホ）前年の所得を基礎とする前年課税を採用している現行の個人住民税については，所得発生と税負担の各時点を近づけるため，現年課税に変更すべきである。 へ）その他（具体的にご記入ください）	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤ ㈥	32 24 19 11 64 1	25.8% 19.4% 15.3% 8.9% 51.6% 0.8%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤ ㈥	16 8 4 5 27 0	33.3% 16.7% 8.3% 10.4% 56.3% 0.0%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤ ㈥	28 14 8 5 23 0	50.9% 25.5% 14.5% 9.1% 41.8% 0.0%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤ ㈥	76 46 31 21 114 1	33.5% 20.3% 13.7% 9.3% 50.2% 0.4%
⑶　法人住民税･法人事業税等 **【問57】　法人住民税･法人事業税等** 法人住民税，法人事業税のあり方についてどのように考えますか（複数回答可）。 イ）全国に支店・営業所を有する法人にとっては，所在地の各県･市町村に法人住民税，法人事業税の申告･納付を行うため事務負担が非常に大きいので，全国一括申告センターのような組織を作る等，申告･納付の利便性を向上させるべきである。 ロ）法人住民税均等割は，資本金等により算定され，資本金の小さい事業所より資本金の大きい小規模事業所の負担が大きくなっているので，事業所の規模に応じた応益的な仕組みに改めるべきである。 ハ）法人住民税にも，連結納税制度を導入すべきである。 ニ）外形標準課税については，現在資本金１億円超の企業に適用があるが，応益原則等の見地から，資本金１億円以下の企業にも適用すべきである。 ホ）外形標準課税は，所得割，付加価値割，資本割が併用される等仕組みが複雑であるので，簡素化すべきである。 へ）法人課税のうち，法人住民税の法人税割や法人事業税（資本金１億円以下）の所得割は応益負担とは言えず見直すべきである ト）法定外税，超過課税が法人に偏って課税されていることは，問題であり，見直すべきである。 チ）その他（具体的にご記入ください）	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤ ㈥ ㈦ ㈧	102 28 49 25 80 18 27 5	82.3% 22.6% 39.5% 20.2% 64.5% 14.5% 21.8% 4.0%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤ ㈥ ㈦ ㈧	33 15 21 14 33 9 9 2	68.8% 31.3% 43.8% 29.2% 68.8% 18.8% 18.8% 4.2%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤ ㈥ ㈦ ㈧	36 20 13 10 22 6 5 0	65.5% 36.4% 23.6% 18.2% 40.0% 10.9% 9.1% 0.0%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤ ㈥ ㈦ ㈧	171 63 83 49 135 33 41 7	75.3% 27.8% 36.6% 21.6% 59.5% 14.5% 18.1% 3.1%
⑷　固定資産税 **【問58】　固定資産税**												

固定資産税のあり方についてどのように考えますか（複数回答可）。												
イ）償却資産に対する固定資産税は，諸外国でも例外的であるため，廃止すべきである。	(イ)	81	65.3%	(イ)	33	68.8%	(イ)	33	60.0%	(イ)	147	64.8%
	(ロ)	72	58.1%	(ロ)	29	60.4%	(ロ)	20	36.4%	(ロ)	121	53.3%
ロ）償却資産の減価償却は，法人税法と同一に完全償却まで認めるべきである。	(ハ)	16	12.9%	(ハ)	8	16.7%	(ハ)	5	9.1%	(ハ)	29	12.8%
	(ニ)	22	17.7%	(ニ)	6	12.5%	(ニ)	17	30.9%	(ニ)	45	19.8%
ハ）商業地等の固定資産税については，負担水準の上限を60％に引下げる等負担の適正化を図るべきである。	(ホ)	4	3.2%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	1	1.8%	(ホ)	5	2.2%
ニ）家屋の評価は，事務負担等の観点から，再建築価格基準によらず取得価格（減価償却）基準によるべきである。												
ホ）その他（具体的にご記入ください）												
6．その他の税制等												
(1) 環境関連税制												
【問59】 地球温暖化対策のための税												
平成23年度税制改正大綱においては，エネルギー起源CO_2排出抑制を図るため，全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭にCO_2排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」を設けることとされていました（未成立）。このような地球温暖化対策税制をどのように考えますか。												
イ）地球温暖化対策は，日本では既に省エネ技術など世界最高水準を達成しており，さらに地球温暖化対策税を導入することは，日本の国際競争力を低下させ，海外へ生産シフトが進み，日本の産業の空洞化をもたらすので反対である。	(イ)	37	29.8%	(イ)	14	29.2%	(イ)	11	20.0%	(イ)	62	27.3%
	(ロ)	54	43.5%	(ロ)	20	41.7%	(ロ)	17	30.9%	(ロ)	91	40.1%
	(ハ)	19	15.3%	(ハ)	8	16.7%	(ハ)	19	34.5%	(ハ)	46	20.3%
	(ニ)	4	3.2%	(ニ)	1	2.1%	(ニ)	8	14.5%	(ニ)	13	5.7%
	(ホ)	3	2.4%	(ホ)	1	2.1%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	4	1.8%
ロ）環境税や石油石炭税の増税などは，国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすことから，その政策効果や国民負担等の検討を行うなど慎重な議論が必要である。												
ニ）地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減に地球規模の課題であり，広範囲にわたり，CO_2排出抑制を図るため，現行の石油石炭税にCO_2排出量に応じた税率を上乗せした平成23年度税制改正案のような地球温暖化対策税を導入すべきである。												
ホ）その他（具体的にご記入ください）												
【問60】 車体課税												
平成23年度税制改正大綱では，車体課税（自動車重量税，自動車取得税，自動車税，軽自動車税の課税を言う）については，エコカー減税の期限到来時までに，当分の間として適用される税率の取扱を含め，簡素化，グリーン化，負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しをすることとされています。車体課税についてどのように考えますか。												
イ）自動車取得税，自動車重量税は道路整備の課税根拠がなくなっているため，廃止すべきである。	(イ)	24	19.4%	(イ)	10	20.8%	(イ)	12	21.8%	(イ)	46	20.3%
	(ロ)	45	36.3%	(ロ)	16	33.3%	(ロ)	15	27.3%	(ロ)	76	33.5%
	(ハ)	24	19.4%	(ハ)	10	20.8%	(ハ)	12	21.8%	(ハ)	46	20.3%
ロ）自動車取得税は消費税と二重課税という考え方もあり，また自動車重量税は保有課税として自動車税と重複しており，過大な負担を負っているため，国際的な負担水準に軽減すべきである。	(ニ)	15	12.1%	(ニ)	6	12.5%	(ニ)	17	30.9%	(ニ)	38	16.7%
	(ホ)	1	0.8%	(ホ)	1	2.1%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	2	0.9%

ハ）エコカー減税は，経済効果が大きいことから，車体課税は，現在の負担水準を維持しつつエコカー減税などのグリーン化を継続すべきである。 ニ）自動車は担税力が大きく，かつ，税収規模が大きいことから，負担水準は継続しつつ，簡素化を進めればよい。 ホ）その他（具体的にご記入ください）												
⑵　**印紙税等** **【問61】　印紙税の是非** 印紙税についてどのように考えますか。 イ）同じ内容の取引であっても紙の書類は課税の対象とされるのに対し，電子書類は対象とされない不公平があるので，印紙税の課税対象の見直しを行うべきである。 ロ）印紙税については，更に進んで廃止を検討すべきである。 ハ）印紙税は，基本的に現状を維持すべきである。 ニ）その他（具体的にご記入ください）	㈠ ㈡ ㈢ ㈣	20 98 2 1	16.1% 79.0% 1.6% 0.8%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣	4 41 0 0	8.3% 85.4% 0.0% 0.0%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣	21 29 6 0	38.2% 52.7% 10.9% 0.0%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣	45 168 8 1	19.8% 74.0% 3.5% 0.4%
Ⅲ．税に関する意識及び納税環境の整備												
【問62】　税制上の一般的な問題認識 税金一般に関する問題点について，該当するものをお答え下さい（複数回答可）。 イ）国民に税金（含む社会保障負担），歳出に関する知識，情報が正確に伝わっていない。 ロ）クロヨンが存在し，サラリーマン世帯の不公平感につながっている。 ハ）国及び地方ともに徴税率が低く，財源確保，公平性の両面から問題である。 ニ）今年度の改正で罰則が強化されたが，納税者に対するタックスコンプライアンスを確保することが，租税負担の公平の確保につながるので，更に加算税や刑事罰等の罰則を強化すべきである。 ホ）グローバル化が進展する中で，移転価格課税での更正や事前協議が増加する等，予見可能性が不十分であり，時代の変化に税制等の整備が遅れている。 ヘ）制度が複雑化し，事務負荷，費用の増大等となっている。 ト）その他（具体的にご記入ください）	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤ ㈥ ㈦	52 56 23 12 54 92 1	41.9% 45.2% 18.5% 9.7% 43.5% 74.2% 0.8%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤ ㈥ ㈦	14 27 6 4 20 36 1	29.2% 56.3% 12.5% 8.3% 41.7% 75.0% 2.1%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤ ㈥ ㈦	31 16 13 8 22 30 1	56.4% 29.1% 23.6% 14.5% 40.0% 54.5% 1.8%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤ ㈥ ㈦	97 99 42 24 96 158 3	42.7% 43.6% 18.5% 10.6% 42.3% 69.6% 1.3%
【問63】　納税環境の整備 納税環境の整備についてどのように考えますか。該当するものをお答え下さい（複数回答可）。 イ）財源確保，公平性の担保が重要であり，徴税率をあげるために，徴税組織の拡充が必要。 ロ）徴税効率を上げるため，地方公共団体間での共同化，国税庁と地方の連携が必要。 ハ）税に関する正しい知識や納税者意識を涵養するため，義務教育に租税教育を導入する。 ニ）税に関する知識の習得，国民の納税者意識の向上をはかり，申告納税制度を適正に履行できるように，ホームページをはじめあらゆる媒体を活用した情報提供活動を行	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤ ㈥ ㈦ ㈧	14 56 25 37 47 49 59 1	11.3% 45.2% 20.2% 29.8% 37.9% 39.5% 47.6% 0.8%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤ ㈥ ㈦ ㈧	2 20 8 16 19 20 19 0	4.2% 41.7% 16.7% 33.3% 39.6% 41.7% 39.6% 0.0%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤ ㈥ ㈦ ㈧	15 24 20 15 11 19 12 0	27.3% 43.6% 36.4% 27.3% 20.0% 34.5% 21.8% 0.0%	㈠ ㈡ ㈢ ㈣ ㈤ ㈥ ㈦ ㈧	31 100 53 68 77 88 90 1	13.7% 44.1% 23.3% 30.0% 33.9% 38.8% 39.6% 0.4%

うべきである。 ホ）電子申告，電子納税等の利用促進・改善など納税者の利便性向上への取組みを一層推進すべきである。 へ）納税者の利便性の向上，予測可能性や経済取引の安全性の確保を高めることになるので，事前照会に対する文書照会等の手続きを改善する。 ト）地方税申告・納付の簡素化 チ）その他（具体的にご記入ください）												
Ⅳ．回答者の業種･職業												
【問64】 ご回答された方は次のどれに該当しますか。 ＜法人会員の方，租研役員の方＞												
イ）メーカー関連	㈠	48	38.7%	㈠	17	35.4%	㈠	1	1.8%	㈠	66	29.1%
ロ）金融関連	㈡	12	9.7%	㈡	5	10.4%	㈡	1	1.8%	㈡	18	7.9%
ハ）流通関連	㈢	3	2.4%	㈢	1	2.1%	㈢	1	1.8%	㈢	5	2.2%
二）IT・情報通信関連	㈣	5	4.0%	㈣	1	2.1%	㈣	0	0.0%	㈣	6	2.6%
ホ）運輸関連	㈤	8	6.5%	㈤	3	6.3%	㈤	0	0.0%	㈤	11	4.8%
へ）建設･不動産･エネルギー関連	㈥	20	16.1%	㈥	12	25.0%	㈥	0	0.0%	㈥	32	14.1%
ト）マスコミ･教育関連	㈦	0	0.0%	㈦	0	0.0%	㈦	0	0.0%	㈦	0	0.0%
チ）レジャー関連	㈧	2	1.6%	㈧	0	0.0%	㈧	0	0.0%	㈧	2	0.9%
リ）公共団体，公益法人等	㈨	8	6.5%	㈨	4	8.3%	㈨	1	1.8%	㈨	13	5.7%
ヌ）その他	㈩	13	10.5%	㈩	3	6.3%	㈩	1	1.8%	㈩	17	7.5%
＜個人会員の方＞	㈫	3	2.4%	㈫	1	2.1%	㈫	34	61.8%	㈫	38	16.7%
ル）税理士･公認会計士	㈬	0	0.0%	㈬	0	0.0%	㈬	12	21.8%	㈬	12	5.3%
ヲ）教員	㈭	0	0.0%	㈭	0	0.0%	㈭	0	0.0%	㈭	0	0.0%
ワ）公務員	㈮	1	0.8%	㈮	0	0.0%	㈮	3	5.5%	㈮	4	1.8%
カ）その他												